

第3章 イギリス

第3章 イギリス

第3章 イギリス	191
1. 国家行政組織	191
(1) 国家統治の概観	191
(2) 国家行政組織の全体像	197
(ア) 設置根拠	197
(イ) 省庁	198
(ウ) 各省庁の予算	205
(エ) 公務員の種類と定員	206
(3) 国家行政組織改革	209
(ア) 国家行政組織改革の全体像	209
(イ) 国家行政組織改革の具体例	217
(4) スポーツ政策に係わる国家行政組織改革	224
(ア) 1990年以降のスポーツ政策に係わる国家行政組織改革一覧	224
(イ) 各改革の背景・目的・効果	225
2. スポーツ政策に係わる行政組織	228
(1) スポーツ担当省	228
(ア) 体制	228
(イ) 設置根拠	231
(ウ) 財源	231
(エ) 予算	232
(2) スポーツに関する独立行政法人等	236
(ア) スポーツイングランド	236
(イ) UK スポーツ	240
(ウ) UK アンチドーピング	243
(エ) スポーツ競技場安全機関	244
(3) スポーツ担当省以外の省庁が所管する隣接分野	246
(ア) 障害者スポーツ	246
(イ) 学校体育	246
(ウ) スポーツ施設・公園整備	247
(エ) 高齢者の健康増進等国民の体力づくり	248
(オ) スポーツ産業の振興	248
3. 参考文献	250

第3章 イギリス¹

1. 国家行政組織

(1) 国家統治の概観

イギリスは立憲君主制、議院内閣制をとり、イングランド、北アイルランド、スコットランド、ウェールズという4つの国（Nation）からなる連合王国である。イギリスにおける行政権は、今日でも名目上は国王の大権に属するが、実質には首相を中心とする内閣（Cabinet）に属している。

内閣は何らかの法的に定められた機関でなく、歴史的に形成されてきた国家機関である。内閣は、17世紀後半に、国王が信頼する数人の枢密顧問官（Privy Councilor）が集まって、国の方針を定めたことから始まった。18世紀初頭、世継ぎがいなかった国王の死去に伴い、国王の姻戚関係にあったドイツのハノーバー家からジョージ1世がイギリス王として即位したが、このジョージ1世は英語を全く理解せず政治にも関心を示さなかったため、国王の補佐役が政治を担うようになり、国王の権力が名目的なものに変化していった。この補佐役が現在の首相にあたる職である。

首相は形式的には国王である女王の任命を受けて就任するが、実際には下院の多数党の党首がその地位に就く。首相は伝統的に第一財務卿と公務員担当大臣の地位を占めている。ただし、イギリスの内閣及び首相については、その地位や役割を定めた法律は存在せず、慣習に従って運営がなされている。その例として、内閣を構成する大臣の数は一般的に20人前後であるが、政権によって変化する点を挙げることができる。

イギリスにおける行政権は、政府構成員（Ministers）にある。政府構成員とは、下院によって選出され女王により任命された多数党の党首である首相が、その就任後自らの権限において上院または下院いずれかの議員のなかから任命するものであるが、わが国の閣僚職や大臣職（Minister）よりも広い概念範囲で、省の長を務める省大臣（Secretary of State）²のほか、閣外大臣（Minister of State）³、政務官（Parliamentary Secretary）、法務官（Law Officer）、院内幹事（Whip）といったイギリス独自の政治任職グループに属するさまざまな役職が存在する。キャメロン連立政権が2011年10月に実施した内閣改造時におけるMinistersの総数は121人にのぼる⁴。

¹ 本章においてイギリスの通貨を表す場合は、ポンドと表記する。参考までに、2012年における対円年平均為替レートは、1ポンド＝約126.46円である。

算出根拠：OANDA, Average Exchange Rates (bid rate) <http://www.oanda.com/currency/average>

² 省の長を務める大臣職の称号の多くは Secretary of State が用いられ、財務省（HM Treasury）を所管する大臣の肩書きには伝統的な称号として Chancellor of the Exchequer となっている。

³ 駐日英国大使館の公式文書やイギリス行政学の国内先行研究の多くにおいて、Minister of State の訳語に「国務大臣」が充てられている。わが国の「国務大臣」は全員が閣僚であるのに対して、イギリスの Minister of State は省大臣を補佐する立場で、わが国でいえば大臣の下位で大臣政務官の上位に位置する。そのため「副大臣」が充てられることもあるが、本稿では本邦外務省が用いている「閣外大臣」を採用した。また Ministers of State は省大臣と担当を分けて自ら担当する政策分野が決められているために「担当大臣」の訳語が充てられることもあるが、担当をもたない無任所大臣（2013年2月現在2人）も閣僚の一員である。

⁴ Ministersの総数について規定する法律はないが、Ministersは1975年大臣等給与法（Ministerial and other salaries Act 1975）に給与支給人数の上限が定められており、2011年10月のキャメロン第2次改造内閣

第3章 イギリス

イギリス議会のウェブサイトには内閣を構成する最新の Ministers のリストが掲載されている。まず閣議出席者、すなわち閣僚（Cabinet Member）及び必要に応じて閣議に出席する者⁵が示され、次に省大臣、閣外大臣、政務官が省ごとに整理のうえ列挙されている⁶。

また、首相官邸のウェブサイトにはイギリス議会とリストは同じながら、構成のうえでは首相を筆頭として各省毎に政務三役が伝統的序列によって掲載されている。

図表-3-1 イギリスにおける政府構成員（2013年2月26日）

役職	氏名	兼任	無給	議会
●首相、財務第一卿、公務員担当大臣 Prime Minister, First Lord of the Treasury and Minister for the Civil Service	Hon David Cameron			下
●副首相、枢密院議長（政治・憲法改革担当）Deputy Prime Minister, Lord President of the Council (with special responsibility for political and constitutional reform)	Hon Nick Clegg			下
外務英連邦省 Foreign and Commonwealth Office				
●筆頭大臣、外務英連邦大臣 First Secretary of State, Secretary of State for Foreign and Commonwealth Affairs	Hon William Hague			下
●上級閣外大臣（コミュニティ地方政府省兼任）Senior Minister of State(jointly with the Department for Communities and Local Government)	Hon Baroness Warsi	✓		上
閣外大臣 Minister of State	Hon David Lidington			下
閣外大臣 Minister of State	Hon Hugo Swire			下
閣外大臣（交易・投資）（ビジネスイノベーション技能省兼任）Minister of State (Trade and Investment)(jointly with the Department for Business, Innovation and Skills)*	Lord Green of Hurstpierpoint	✓		上
政務官 Parliamentary Under Secretary of State	Mark Simmonds			下
政務官 Parliamentary Under Secretary of State	Alistair Burt			下
財務省 HM Treasury				
●財務大臣 Chancellor of the Exchequer	Hon George Osborne			下
●財務省主席政務官 Chief Secretary to the Treasury	Hon Danny Alexander			下
金融担当政務官 Financial Secretary	Hon Greg Clark			下
財務担当政務官 Exchequer Secretary	David Gauke			下
経済担当政務官 Economic Secretary	Sajid Javid			下
商務担当政務官 Commercial Secretary	Lord Deighton KBE		✓	下
内務省 Home Office				
●内務大臣 Secretary of State for the Home Department	Hon Theresa May			下
閣外大臣（移民担当大臣）Minister of State (Immigration)	Mark Harper			下
閣外大臣（政策担当大臣）（司法省閣外大臣兼任）Minister of State (Policing)(jointly with the Ministry of Justice)	Hon Damian Green	✓		下
閣外大臣 Minister of State	Jeremy Browne			下
政務官 Parliamentary Under Secretary of State	James Brokenshire			下
政務官 Parliamentary Under Secretary of State	Lord Taylor of Holbeach CBE			下
国防省 Ministry of Defence				
●国防大臣 Secretary of State for Defence	Hon Philip Hammond			下

発足の際に改正された。改正前は119人、サッチャー政権時代は100人を少し越える程度で、ブレア政権時代は110人台であった。

参考：濱野雄太（2011）「英国キャメロン連立内閣の政権運営」レファレンス 平成23年12月号 国立国会図書館調査及び立法考査局 p.152

⁵ 1975年大臣給与法2011年改正法の別表1に「閣外大臣及び次の者が内閣メンバー（a member of the Cabinet）である限り」として7つの役職があげられ、同じ給与が支払われることとなっている。最新のリストでは主計長官（Paymaster General）と院内幹事長（Parliamentary Secretary to the Treasury）は必要に応じて閣議に出席する者とされ、ほか7人は省大臣職を兼務している。

⁶ Parliament.uk, Her Majesty's Government, updated on 26 February 2013

<http://www.parliament.uk/mps-lords-and-offices/government-and-opposition/1/her-majestys-government/Prime-Minister's-Office,-All-Government>

<http://www.number10.gov.uk/the-coalition/the-government/>

役職	氏名	兼任	無給	議会
閣外大臣 Minister of State	Hon Andrew Robathan			下
閣外大臣 Minister of State	Hon Mark Francois			下
政務官 Parliamentary Under Secretary of State	Andrew Murrison			下
政務官 Parliamentary Under Secretary of State	Philip Dunne			下
政務官 Parliamentary Under Secretary of State	Lord Astor of Hever DL		✓	上
ビジネスイノベーション技能省 Department for Business, Innovation and Skills				
●ビジネスイノベーション技能大臣 Secretary of State for Business, Innovation and Skills, and President of the Board of Trade	Hon Dr Vincent Cable			下
■閣外大臣（大学・科学担当大臣） Minister of State (Minister for Universities and Science)	Hon David Willetts **			下
閣外大臣 Minister of State	Hon Michael Fallon			下
閣外大臣（交易・投資担当大臣）（外務英連邦省兼任） Minister of State (Trade and Investment)(jointly with the Foreign and Commonwealth Office)	Lord Green of Hurstpierpoint	✓	✓	上
政務官 Parliamentary Under Secretary of State	Lord Marland		✓	上
政務官（文化メディアスポーツ省兼任） Parliamentary Under Secretary of State (jointly with the Department of Culture, Media & Sport)	Jo Swinson	✓		下
政務官（教育省兼任） Parliamentary Under Secretary of State(jointly with the Department for Education)	Matthew Hancock	✓		下
労働年金省 Department for Work and Pensions				
●労働・年金大臣 Secretary of State for Work and Pensions	Hon Iain Duncan Smith			下
閣外大臣 Minister of State	Mark Hoban			下
閣外大臣 Minister of State	Steve Webb			下
政務官（福祉改革担当大臣） Parliamentary Under Secretary of State (Welfare Reform)	Lord Freud		✓	上
政務官 Parliamentary Under Secretary of State	Esther McVey			下
司法省 Ministry of Justice				
●大法官、司法大臣 Lord Chancellor, Secretary of State for Justice	Hon Chris Grayling			下
閣外大臣（及び上院院内副総務） Minister of State (and Deputy Leader of the House of Lords)	Hon Lord McNally			上
閣外大臣（内務省兼任） Minister of State(jointly with the Home Office)	Hon Damian Green			下
政務官（文化メディアスポーツ省兼任） Parliamentary Under Secretary of State (jointly with the Department for Culture, Media and Sport)	Helen Grant	✓		下
政務官 Parliamentary Under Secretary of State	Jeremy Wright			下
教育省 Department for Education				
●教育大臣 Secretary of State for Education	Hon Michael Gove			下
閣外大臣（内閣府兼任） Minister of State(jointly with the Cabinet Office**)	Hon David Laws	✓		下
政務官 Parliamentary Under Secretary of State	Lord Hill of Oareford CBE			上
政務官（ビジネスイノベーション技能省兼任） Parliamentary Under Secretary of State (jointly with the Department for Business, Innovation and Skills)	Matthew Hancock	✓		下
政務官 Parliamentary Under Secretary of State	Edward Timpson			下
政務官 Parliamentary Under Secretary of State	John Nash			下
コミュニティ地方政府省 Department for Communities and Local Government				
●コミュニティ地方政府大臣 Secretary of State for Communities and Local Government	Hon Eric Pickles			下
上級閣外大臣（Faith and Communities）（外務英連邦省兼任） Senior Minister of State (Faith and Communities)(jointly with the Foreign and Commonwealth Office)	Hon Baroness Warsi	✓		上
閣外大臣（住宅担当大臣） Minister of State (Housing)	Mark Prisk			下
政務官（計画） Parliamentary Under Secretary of State (Planning)	Nicholas Boles			下
政務官 Parliamentary Under Secretary of State	Hon Don Foster			下
政務官 Parliamentary Under Secretary of State	Brandon Lewis			下
政務官 Parliamentary Under Secretary of State	Baroness Hanham CBE		✓	上
保健省 Department of Health				
●保健大臣 Secretary of State for Health	Hon Jeremy Hunt			下
閣外大臣 Minister of State	Norman Lamb			下
政務官 Parliamentary Under Secretary of State	Anna Soubry			下
政務官 Parliamentary Under Secretary of State	Daniel Poulter			下
政務官 Parliamentary Under Secretary of State	Earl Howe			上
環境食料農村地域省 Department for Environment, Food and Rural Affairs				
●環境食糧地域大臣 Secretary of State for Environment, Food and Rural Affairs	Hon Owen Paterson			下
閣外大臣 Minister of State	David Heath CBE			下

第3章 イギリス

役職	氏名	兼任	無給	議会
政務官 Parliamentary Under Secretary of State	Richard Benyon			下
政務官 Parliamentary Under Secretary of State	Lord de Mauley TD			
国際開発省 Department for International Development				
●国際開発大臣 Secretary of State for International Development	Hon Justine Greening			下
閣外大臣 Minister of State	Hon Alan Duncan			下
政務官 Parliamentary Under Secretary of State	Lynne Featherstone			下
スコットランド省 Scotland Office				
●スコットランド大臣 Secretary of State for Scotland	Hon Michael Moore			下
政務官 Parliamentary Under Secretary of State	Hon David Mundell			下
エネルギー・気候変動省 Department of Energy and Climate Change				
●エネルギー・気候変動大臣 Secretary of State for Energy and Climate Change	Hon Edward Davey			下
閣外大臣 Minister of State	Hon Gregory Barker			下
閣外大臣 Minister of State	John Hayes			下
政務官 Parliamentary Under Secretary of State	Baroness Verma			
運輸省 Department for Transport				
●運輸大臣 Secretary of State for Transport	Hon Patrick McLoughlin			下
閣外大臣 Minister of State	Hon Simon Burns			下
政務官 Parliamentary Under Secretary of State	Norman Baker			下
政務官 Parliamentary Under Secretary of State	Stephen Hammond			下
文化メディアスポーツ省 Department for Culture, Media and Sport				
●文化メディアスポーツ大臣、女性・機会均等担当大臣 Secretary of State for Culture, Media and Sport; and Minister for Women and Equalities	Hon Maria Miller			下
閣外大臣 Minister of State	Hon Hugh Robertson			下
政務官 Parliamentary Under Secretary of State	The Hon Ed Vaizey			下
政務官（女性・機会均等）（司法省兼任） Parliamentary Under Secretary of State (Women and Equalities)	Helen Grant	✓		下
政務官（ビジネスイノベーション技能省兼任） Parliamentary Under Secretary of State (jointly with the Department for Business, Innovation and Skills)	Jo Swinson	✓		下
北アイルランド省 Northern Ireland Office				
●北アイルランド大臣 Secretary of State for Northern Ireland	Hon Theresa Villiers			下
閣外大臣 Minister of State	Mike Penning			下
ウェールズ省 Wales Office				
●ウェールズ大臣 Secretary of State for Wales	Hon David Jones			下
政務官（Parliamentary Under Secretary of State(jointly as a paid Lord Commissioner of HM Treasury (Whip) House of Commons)	Stephen Crabb	✓	✓	下
政務官 Parliamentary Under Secretary of State	Baroness Randerson		✓	下
上院院内総務府 Office of the Leader of the House of Lords				
●上院院内総務、ランカスター公領尚書 Leader of the House of Lords, Chancellor of the Duchy of Lancaster	Hon Lord Hill of Oareford			上
Deputy Leader of the House of Lords (and Minister of State at the Ministry of Justice)	Hon Lord McNally			上
下院院内総務府 Office of the Leader of the Commons				
■下院院内総務・王璽尚書 Leader of the House of Commons, Lord Privy Seal	Hon Andrew Lansley CBE **			下
政務官（副下院院内総務） Parliamentary Secretary (Deputy Leader)	Hon Tom Brake *			下
内閣府 Cabinet Office				
■内閣府担当閣外大臣、主計長官 Minister for the Cabinet Office, Paymaster General	Hon Francis Maude			下
■閣外大臣（首相への政策アドバイス） Minister for Government Policy	Hon Oliver Letwin			下
■閣外大臣（教育省兼任） Minister of State(jointly with the Department for Education)	Hon David Laws	✓		下
政務官 Parliamentary Secretary	Nick Hurd			下
政務官 Parliamentary Secretary	Chloe Smith			下
法務長官府 Law Officers				
▲法務長官 Attorney General	Hon Dominic Grieve QC ***			下
法務次官 Solicitor General	Oliver Heald			下
スコットランド法務官 Advocate General for Scotland	Hon Lord Wallace of Tankerness QC			上
無任所大臣（閣外大臣） Ministers without Portfolio (Minister of State)				
■閣外大臣 Minister of State	Hon Kenneth Clarke			下

役職	氏名	兼任	無給	議会
	QC			
■閣外大臣（及び保守党副議長） Minister of State (and CoChairman of the Conservative Party)	Hon Grant Shapps		✓	下
下院院内幹事—下院 Whips – House of Commons				
■院内幹事長（（公職名）財務政務官） Chief Whip (Parliamentary Secretary to the Treasury)	Hon Sir George Young			下
副院内幹事長 Deputy Chief Whip (Treasurer of HM Household)	Hon John Randall			下
副院内幹事長 Deputy Chief Whip (Comptroller of HM Household)	Hon Alistair Carmichael			下
与党幹事 Government Whip (Vice Chamberlain of HM Household)	Hon Greg Knight			下
上院財務幹事 Junior Lords of the Treasury				
与党幹事 Government Whip (Lord Commissioner of HM Treasury)	Hon Desmond Swayne			下
与党幹事 Government Whip (Lord Commissioner of HM Treasury)	Anne Milton			下
与党幹事 Government Whip (Lord Commissioner of HM Treasury)(jointly as an unpaid Parliamentary Under Secretary of State at the Wales Office)	Stephen Crabb			下
与党幹事 Government Whip (Lord Commissioner of HM Treasury)	David Evennett		✓	下
与党幹事 Government Whip (Lord Commissioner of HM Treasury)	Robert Goodwill			下
与党幹事 Government Whip (Lord Commissioner of HM Treasury)	Mark Lancaster			下
幹事補 Assistant Whips				
与党幹事補 Assistant Government Whip	Greg Hands			下
与党幹事補 Assistant Government Whip	Karen Bradley			下
与党幹事補 Assistant Government Whip	Jo Johnson			下
与党幹事補 Assistant Government Whip	Nicky Morgan			下
与党幹事補 Assistant Government Whip	Robert Syms			下
与党幹事補 Assistant Government Whip	Mark Hunter			下
与党幹事補 Assistant Government Whip	Jenny Willott			下
上院院内幹事 Whips – House of Lords				
上院院内幹事長 Lords Chief Whip (Captain of the Honourable Corps of Gentlemen at Arms)	Hon Baroness Anelay of St Johns DBE			上
上院副院内幹事長 Deputy Chief Whip (Captain of The Queen's Bodyguard of the Yeomen of the Guard)	Lord Newby OBE			上
侍従 Baronesses and Lords in Waiting				
侍従 男爵夫人 Baroness in Waiting	Baroness Garden of Frognal*		✓	上
侍従 男爵夫人 Baroness in Waiting	Baroness Northover		✓	上
侍従 男爵夫人 Baroness in Waiting	Baroness Stowell of Beeston			上
侍従 伯爵 Lord in Waiting	Lord Ahmad of Wimbledon			上
侍従 伯爵 Lord in Waiting	Earl Attlee			上
侍従 伯爵 Lord in Waiting	Lord Gardiner of Kimble			上
侍従 伯爵 Lord in Waiting	Hon Lord Wallace of Saltaire		✓	上
侍従 伯爵 Lord in Waiting	Lord Popat of Harrow			上

※●：閣僚、■：その他の閣議出席者、▲：必要に応じて閣議出席

※議会の“上”“下”はそれぞれ上院、下院いずれの議員であるかを示す

※氏名の頭部に“Hon”がつくのは枢密顧問官（Privy）である下院議員を表わし、The Right Honourable（閣下）の略。枢密顧問官とは現在の内閣の前身である枢密院（The Privy Council）の構成メンバーのことであり、現職及び元職の首相、閣僚の大臣、議長、政党の党首、上級裁判官など上位の公職経験者約 500 人が任じられている。

第3章 イギリス

図表-3-2 閣僚と所管する省の対応表（2013年2月26日）⁷

閣僚の種類	役職	所管する省
閣議出席者	首相、財務第一卿、公務員担当大臣	
	副首相、枢密院議長（政治憲法改革担当）	
	外務英連邦大臣	外務英連邦省
	財務大臣	財務省
	司法大臣、大法官	司法省
	内務大臣	内務省
	国防大臣	国防省
	ビジネスイノベーション大臣	ビジネスイノベーション技能省
	労働年金大臣	労働年金省
	エネルギー気候変動大臣	エネルギー気候変動省
	保健大臣	保健省
	教育大臣	教育省
	コミュニティ地方政府大臣	コミュニティ地方政府省
	運輸大臣	運輸省
	環境食料農村地域大臣	環境食料農村地域省
	国際開発大臣	国際開発省
	文化メディアスポーツ大臣	文化メディアスポーツ省
	北アイルランド大臣	北アイルランド省
	スコットランド大臣	スコットランド省
	ウェールズ大臣	ウェールズ省
財務省首席担当官	財務省	
無任所大臣		
無任所大臣（無報酬）		
上院院内総務、ランカスター公領尚書		
その他閣議出席	内閣府担当閣外大臣、主計長官	内閣府
	閣外大臣 - 内閣府（首相への政策アドバイス）	内閣府
	閣外大臣（大学・科学）	ビジネスイノベーション技能省
	下院院内総務、王璽尚書	
	財務政務官、下院院内幹事	
	上級閣外大臣	外務省、コミュニティ地方政府省
	閣外大臣（内閣府、教育省）	内閣府、教育省
必要に応じて閣議出席	法務長官	法務長官府

⁷ Parliament.uk, Her Majesty's Government, updated on 26 February 2013
<http://www.parliament.uk/mps-lords-and-offices/government-and-opposition1/her-majestys-government/>

(2) 国家行政組織の全体像

(ア) 設置根拠

イギリスの国家行政組織は一般に中央政府（Central Government）と呼ばれ、これは地方政府（Local Government）と対比して用いられる用語である。イギリスが中央政府の行政組織を編成するにあたっては、日本の国家行政組織法のような基本原則を定めた法律は存在せず、各行政組織の設置根拠も統一されていない。

その代わりに、首相は 1975 年国王大臣法（Ministers of Crown Act 1975）に基づき、大臣の権限に関する変更を自らの判断で行うことができる、とされている。

イギリスにおいて省単位の設置、再編を行う場合は、首相がその時々的重要課題を担当する閣僚である省大臣の議会に対する「業務責任範囲（portfolio）」を決め、そのうえで大臣が責任を負う物理的範囲が決定する、という順序となっている。

首相がトップダウンで内閣を構成する閣僚を含む政府構成員の発表をして後、設置・再編する省の名称や業務責任範囲の変更にかかる枢密院勅令（Orders in Council）が議会に提出され、上下院いずれかで否決されない限りは有効なものと追認されることにより、省の法的根拠が担保される。枢密院勅令は、イギリスにおいて形式的に女王の名において枢密院により制定されるもので、1975 年国王大臣法に基づく国王大権による制定（Prerogative Orders）とあわせ、法律の授権による制定（Statutory Order）、すなわち委任立法による制定の双方を可能とするものとされており⁸、今日では、委任立法により発出され議会で追認を得た枢密院勅令は、新たな上位法が立法されない限りにおいて有効な下位法（Subordinate legislation）であると認識されている⁹。

⁸ Privy Council, Orders in Council
<http://privycouncil.independent.gov.uk/privy-council/orders/>

⁹ Colin Turpin et.al. (2011) "British Government and the Constitution: Text and Materials (Law in Context) seventh edition" Cambridge University Press p.168

第3章 イギリス

(イ) 省庁

イギリスにおける国家行政組織の編成にかかる技術的または学術的な分類は、イギリス政府が公表する資料においてもその資料の性格や目的、発行する機関などにより区分の仕方が異なることあり、整合性の取れた形で整理がなされていないのが現状である¹⁰。イギリスの中央行政機関のうちどれが省（department）に該当するのかということですら、イギリス政府が公表した資料ごとに記述が異なっている¹¹。

●省（department）

首相官邸¹²のウェブサイトを見ると、「政府機関リンク（Find Government Data）」として、17の中央行政機関がアルファベット順で掲載されている¹³。

図表-3-3 イギリスにおいて「省」と捉えられ得る中央行政機関 17 機関

Cabinet Office	内閣府
Department for Business, Innovation and Skills	ビジネスイノベーション技能省
Department for Culture, Media and Sport	文化メディアスポーツ省
Department for Communities and Local Government	コミュニティ地方政府省
Department for Education	教育省
Department for Environment, Food and Rural Affairs	環境食料農村地域省
Department for International Development	国際開発省
Department for Work and Pensions	労働年金省
Department for Transport	運輸省
Department of Energy and Climate Change	エネルギー気候変動省
Department of Health	保健省
Foreign and Commonwealth Office	外務英連邦省
HM Revenue & Customs	歳入関税庁
HM Treasury	財務省
Home Office	内務省
Ministry of Defence	国防省
Ministry of Justice	司法省

なお、イギリス政府は行政機構図を示していない。

¹⁰ 明戸将（2005）「英国の政治・行政制度と政治的任用者（四）」自治研究第81巻第四号 pp.104-125
但し、2013年3月1日になって政府はようやく政府機関サイトのポータル化を実現し、エージェンシー及び公的機関（Public Bodies）を本省にリンクさせた統合サイト GOV.UK を公開した。これによって「省」と下部機関の位置づけ、類型毎の数がかなり明快にわかるようになった。しかしながら更新日付が示されていない、リストの漏れの可能性が示唆されているなどデータとして不完全さが残っており、今後のアップデートが期待される。GOV.UK Departments, agencies & public bodies
<https://www.gov.uk/government/organisations>

¹¹ Colin Turpin et.al.（2011）“British Government and the Constitution: Text and Materials (Law in Context) seventh edition” Cambridge University Press p.427

¹² イギリスの政府機関は首都ロンドンにおいて集中營繕がなされている。議会と内閣等の政治中枢のことをウエストミンスター（Westminster）、首相官邸のことをナンバーテン（Number 10）、官庁街のことをホワイトホール（White Hall）と、各々の所在地で呼ばれるのが通例で、ウエストミンスターはわが国の「永田町」、ホワイトホールは「霞が関」に相当する。

¹³ Number 10, Transparency, Find Government Data
<http://www.number10.gov.uk/transparency/find-other-government-data/>

これらの省 (Department) には、その組織名に“Department” とするものもあれば、“Office” とするもの、あるいは司法省のように“Ministry” とするもの、HM Treasury (財務省) のように伝統的な名称のものもある。また、Department を冠する省であっても、エネルギー気候変動省や保健省はその名称に接続詞 “of” を用いるが、その他は接続詞 “for” を用いているなどの表記上の違いがある。また、これら 17 機関には歳入関税庁 (HM Revenue and Customs) が含まれているが、歳入関税庁は上級公務員 (Senior Civil Servant) が組織のトップであり、政府から独立した非大臣省 (Non-ministerial department) である。

さらに、首相官邸ウェブサイトには「ホワイトホールでは誰が何をしているか (Who Does What in Whitehall)」というページも別途設けられていて、ここでは中央政府 (central government) における省編成 (departmental structure) として、23 の中央行政機関がアルファベット順で掲載されている¹⁴。これら 23 機関のうち、首相官邸ウェブサイトの「政府機関リンク」に含まれていない機関は、次の6機関である。

図表-3-4 イギリスにおいて「省」と捉えられ得る中央行政機関 その他6機関

Attorney General's Office	法務長官府
Crown Prosecution Service	検察庁
Government Equalities Office	機会均等省
Northern Ireland Office	北アイルランド省
Scotland Office	スコットランド省
Wales Office	ウェールズ省

これら6機関は、各々位置づけが異なる。

法務長官府と検察庁は、それぞれ上級公務員 (Senior Civil Servant) が組織のトップであり、政府から独立した非大臣省 (Non-ministerial department) である。

いっぽう、機会均等省 (Government Equalities Office) は文化メディアスポーツ省の下部機関であるために、わが国の概念でいえば本来「庁」または「局」に相当する組織であるが、一方で担当大臣 (Minister for Women and Equalities) 及び政務官 (Parliamentary Under Secretary of State) 2人が設置されており、かつ現在の担当大臣が閣僚である文化メディアスポーツ大臣を兼任しているために、例えば駐日英国大使館は「省」を充てている。しかし、これを文化メディアスポーツ省の内部部局であるという解釈で、「政府平等局」という訳語が充てられている例もある¹⁵。

北アイルランド省、スコットランド省、ウェールズ省の3機関に至っては、いずれも閣僚である省大臣と政務官が設置され、財務省による予算配分も省として扱われているものの、これらの省大臣・政務官のポストはほぼ名誉職的なものであり、各国の行政権限は分

¹⁴ Number 10, Transparency, Who Does What in Whitehall
<http://www.number10.gov.uk/transparency/org-charts/>

¹⁵ 厚生労働省 (2011) 「世界の厚生労働」
<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/10/pdf/tokusyu/to060~068.pdf>

第3章 イギリス

権改革 (devolution) によってそれぞれの議会にほぼ完全に移譲されているという理由から、あえてこれらに「省」の訳語を充てない先行研究も多数存在する。

首相官邸ウェブサイトの別のページには「省と政府構成員 (Government departments and their Ministers)」として、首相と副首相以下の各省における省大臣 (Secretary of State)、閣外大臣 (Minister of State)、政務官 (Parliamentary Under Secretary 又は Parliamentary Secretary) 等を整理のうえ、省をアルファベット順でなく伝統的な序列に従って示しているリストがある。このリストで省大臣が率いている中央行政機関の数を数えれば、図表 3-3 に示した 17 機関から内閣府と歳入関税庁を除き、北アイルランド省、スコットランド省、ウェールズ省を加えた 18 機関となる¹⁶。

なお、財務省 (HM Treasury) が各省庁に配分した予算に着目してみると、財務省が 2012 年 7 月に公表した公共歳出統計 (Public Spending Statistics) には省別予算 (Departmental Budgets) が公表されており、ここでの「省別」は、閣僚である省大臣が責任を負う「業務責任範囲 (portfolio)」が示されている。この「業務責任範囲」は省以外の関係機関等も含む「省関係グループ (Departmental Group)」と 1 個の「独立機関」として示されており、首相官邸ウェブサイトによる「省と政府構成員」リストによる 18 機関に法務長官府 (Attorney General's Office) を加えた 19 機関となる。

首相が長を務める首相府 (The Prime Minister's Office) を「省」と捉えるかについては諸説あり、内閣府が内閣改造の都度改定し公表している「大臣担当事務リスト (List of Ministerial Responsibilities) にもパート 3 「各省及びその責任 (Ministerial Departments and Responsibilities)」の項に掲載されているが、財務省は首相府については「省関係グループ」として予算配分している機関に含めていない¹⁷。

このようにイギリスでは、「省」の捉え方がさまざまである。しかし、わが国の「省庁」に近い概念に公的機関 (Public Bodies) があり、政府公式文書に明確化されている。

●公的機関 (Public Bodies)

イギリスにおける公的機関 (Public Bodies) は、省を筆頭とする行政組織の総称である。

公的機関の分類の方針や、新規または再設置された団体がどの分類に該当するかの決定権は、内閣府 (Cabinet Office) に属するとされる。内閣府は、2006 年 6 月に「公的機関の類型：各省向けガイダンス (Classification of Public Bodies: Guidance for Departments)」を公表、さらに 2011 年 4 月には「公共機関の分類：各省向けガイド (Categories of Public Bodies: A guide for departments)」において公的機関の類型化を示し、2012 年 12 月には改訂版を公表している¹⁸。この類型化は、2010 年 5 月に発足したキャメロン保守党連立政権

¹⁶ Number 10, Transparency, All Government
<http://www.number10.gov.uk/the-coalition/the-government/>

¹⁷ Cabinet Office, Government ministers and responsibilities, の調査時点における最新版は 2012 年 11 月 1 日公表分である。
<http://www.cabinetoffice.gov.uk/resource-library/government-ministers-and-responsibilities>

¹⁸ Cabinet Office (2012) "Categories of Public Bodies, A Guide for Departments" December 2012

が推進する公的機関改革（Public Body Reform）において、肥大化、複雑化した省以下の各公的機関の改革を行うにあたってこれら機関の性格・位置づけを明確にし、抜本的改革の見直しを行うにあたって所管府省ごとに所掌する機関を整理するために行われているものであり、改定の都度定義づけなど細かい点で見直しが図られている。

図表-3-5 内閣府による Public Bodies（公的機関）の類型化（2012年12月）¹⁹

類型		主な特徴	公的機関の例 ²⁰
A	省 (Departments) ²¹	<ul style="list-style-type: none"> 中央政府機関が省に分けられているもの。 省の長が閣内大臣または他の上級大臣であり、その組織構造が大臣の所掌を反映しているもの。 省は独自の法人格を有しない。 職員は国家公務員である。 独自の予算と個別の資源会計を有する。 大臣省全体が長たる大臣を通じて議会に対して説明責任を負う。 	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府 保健省 財務省 国防省
B	非大臣省 (NMDs: Non-Ministerial Departments) ²²	<ul style="list-style-type: none"> Department であるが長であるものが大臣でなく、法定機関（Statutory Board）が率いることが一般的。 非大臣省の上位にある大臣省の長たる大臣を通じて議会に対して説明責任を負う。 その権限は法に定められているが、そうでない場合もある。 職員は国家公務員である。 自ら資源予算を見積り、財務省に要求して、予算を確保する。 <p>※なお、組織形態がエージェンシーかつ非大臣省であるものもある。</p> <p>※例外的に新規の非大臣省の設立申請を行う場合は、内閣府及び財務省による協議を要し、認可にあたっては強力な理由が必要とんされる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> チャリティ委員会 (Charity Commission for England and Wales) 食品安全管理局 (Food Standards Agency) 歳入関税庁 (HM Revenue & Customs) ガス電気市場管理局 (Office of Gas and Electricity Markets) 教育水準局 (OFSTED) 水道事業規制機関 (OFWAT) 国家統計局 (UK Statistics Authority)
C	執行機関 (Executive Agencies)	<ul style="list-style-type: none"> ●執行機関（一般）：(Executive Agencies (General)) 政府機関として位置づけられる。 経営会議（Management Board）の支援を受けつつ組織を率いる Chief Executive（長官または執行長と訳される）を長とする事業体である。 大臣及び所管省からある程度独立した立場で運営され、大臣は日 	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所局 (HM Courts and Tribunal Service) 身分証明旅券局 (Identity and Passport Service)

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/80075/Categories_of_public_bodies_Dec12.pdf

¹⁹ Cabinet Office (2012) “Categories of Public Bodies, A Guide for Departments” December 2012

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/80075/Categories_of_public_bodies_Dec12.pdf

²⁰ 組織名の日本語は仮訳であり、我が国で一般的に用いられている日本語名称を参考に示したに過ぎない。ここで「庁」「局」などの訳語が充てられているものも我が国の「庁」「局」の概念とは一致せず、さらにイギリスではオリジナルの組織名から類型を判断することがまず不可能であることに留意する必要がある。

²¹ これに対して Ministerial Department という用語があえて用いられる際は、省（Department）を指す場合と、省ではないがその長が大臣あるいは閣議出席者である機関を指す場合がある。後者の場合に該当するのは、内閣府の上院院内総務府、内閣府の下院院内総務府、ビジネスイノベーション技能省の UK Export Finance、の合計3機関のみである。

²² 非大臣省は一般的に、直接的な政治による監督が不要、あるいは不適切であると判断されるような問題に対処する。省の長には上級公務員が任命される。規制や調査の機能を提供して行政を執行する省がある為、そのような非大臣省は政治的な干渉からそれらを防護する傾向にある。また、常任書記や第二常任書記（Second Permanent Secretary）を長に頂く非大臣省も存在する。

第3章 イギリス

類型	主な特徴	公的機関の例 ²⁰
	<p>常業務に関与しないが、機関の運営と存続に関する議会への説明責任を負う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 所管省や委託機関から受託してサービスや機能の提供を実施する 独立した法人格を持たない。 職員は国家公務員である。 特別なサービスの提供を行う。 独自予算を持たず省の予算見積りに組み込まれるが、自ら年次報告書及び会計報告を作成し、それらは所管省と連結される。 <p>●執行機関（事業基金）Executive Agencies（Trading Funds）</p> <ul style="list-style-type: none"> 執行機関（一般）とほぼ同一の性格をもつ機関であるが、会計が省から独立している点異なる。予算編成にあたり収支の報告はなされない。 1973年政府事業基金法（the Government Trading Funds Act (GTFA)）を設置根拠とする。 一般的に統計上「公企業（Public Corporations）」と扱われる。 職員は国家公務員である 	<ul style="list-style-type: none"> 海事安全局（Maritime and Coastguard Agency） 入国管理局（UK Border Agency） 企業登記局（Companies House）
D	<p>非省庁型公共機関（Non-Departmental Public Bodies: NDPBs）</p> <p>●執行型 NDPB（Executive NDPBs）</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常、特別法（Statute）または会社法（the Companies Act）により設立される。ごく一部、国王の勅許状（Royal Charter）により設立されたものも存在する。一部の例外を除き政府（The Crown）の一部ではなく、独立した法人格を備える 広範な行政管理、取引行為、執行業務、規制、または技術的職務について、主務大臣から一定の距離をとり（arm's length）実施されることが望ましいと考えられる業務を執行する。 業務の執行範囲は全国レベルまたは地方政府のいずれかであるが、機関の運営が地方レベルに限定されている場合や国際的な活動を行うものはまれである。 運営の自律性、大臣及び所管する省からの独立性の程度については差異があるものの、大臣らが策定した戦略的枠組み（Strategic Framework）により全業務を行う。職員は直接大臣に対して機関の運営と存続に関する説明責任を負う一方で、究極的には議会と国民に対しても説明責任を負う。 役員会（boards）または役員会メンバー（office-holders）を機関の長とする。通常、役員会メンバーは大臣、または大臣の助言を受けて女王から任命される。 役員会は当該機関の日常の責務を負う CEO を任命する。CEO 及び職員は一般的に非国家公務員である。また、CEO は当該 NDPB の財務責任者（the Accounting Officer）であり、監督省の事務次官（the sponsor department's permanent secretary）がその任命行為に関与することが一般的である。 NDPB は独自の財源を持たず、交付金（grant）または国庫補助金（grant-in-aid）による財政支援を受ける。しかしながら NDPB には他の財源から追加の収入を得ることがあり、一部 NDPB には財政支援を受けず特定の事業分野における徴収金により賄っているものもある。 NDPB は自らの予算執行に責任を負い、自らの年次報告書及び財務報告書を公表する。NDPB の財務は中央政府による国家統計上政府会計に組み込まれて表されることが一般的である。会計検査院（NAO）が外部監査機関となる。 <p>●諮問型 NDPB（Advisory NDPBs）</p> <ul style="list-style-type: none"> 諮問型 NDPB は、主務大臣らに独立的かつ専門的な助言を与えることを目的として、大臣による行政行為によって設置されるものであるが、立法により設置されるものもある。公的かつ独立した組織であって組織の役割、構成員、要件が制限されている。 諮問型 NDPB の構成員は通常、閣僚が公的任命実施規則コミッ 	<ul style="list-style-type: none"> アーツカウンシルイングランド ブリティッシュカウンシル 情報コミッショナー（Information Commissioner） 仮釈放委員会（Parole Board） 薬物乱用諮問委員会（Advisory Council on the Misuse of Drugs） 選挙区割委員会（Boundary Commission）

類型	主な特徴	公的機関の例 ²⁰
	<p>シヨナー (he Commissioner for Public Appointment's Code of Practice) を通じ、政府外から、スキルと経験に基づく個人的能力により任命する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問型 NDPB は通常独自に職員を採用することではなく、主務省庁の公務員が職に任ずる。 ・ 独自または別個の予算で支出を賄うことなく、主務省庁の予算にて運営される。 ・ 主務大臣らは諮問型 NDPB に関して議会に説明責任を負い、組織の運営継続を執行する権限を有する。 <p>● 法廷型 NDPB (Tribunal NDPBs)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法廷型 NPPB は一般的に法により運営されるものである。 ・ 通常、政府または他の公的主体の下部機関を通じて個人の権利義務関係に関与する。 ・ 業務の種類や対象数は広範にわたり、政府から運営支援を受ける。 ・ 業務は国内に限られ海外は対象としない。 ・ 主務大臣らは法廷型 NDPB に関して議会に説明責任を負い、組織を解散させる権限を有する。 ・ 別個の予算を持たず主務省庁の資源予算会計により賄われる。 <p>● 独立監視ボード (Independent Monitoring Boards : IMBs)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立監視ボードは候補者のなかから主務大臣の指名されたものにより構成される。 ・ 独立監視ボードの役割は刑務施設の位置づけ、施設、組織、収監者または拘留者に対する適切な処遇、について自ら納得することである。 ・ 年次報告書は主務大臣に提出される。 	<p>公的機関の例²⁰</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外補償委員会 (Foreign Compensation Commission) ・ 交通コミッショナー (Traffic Commissioners) <p>独立監視ボードは刑務施設及び入国審査局に附属しイングランドとウェールズに事務所を置く。</p>
E	<p>諮問機関 Advisory Bodies</p> <p>● アドホック諮問機関、タスクフォース、ワーキンググループ、レビュー機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これらの機関は政府の特定の課題に対して独立的専門的な助言をすみやかに提供するために設けられる。 ・ メンバーは官民より広く集められる。 ・ 諮問機関の存続機関は2年以内とされている。 ・ 特定の課題のみを議論するよう制限されている。 ・ 職員の雇用は行わず国家公務員のサポートを受ける。 <p>● ステークホルダーグループ、フォーラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定のセクター、産業界やコミュニティに対して関係する事項の相談に関わることを役割とする。 ・ アドホック諮問機関等と異なり、機関の構成員は独立的専門的能力を有する者から任命されるものでも常勤でもなく、会議の都度メンバーが異なることがあり得る。メンバーは無給である。 ・ この種の諮問機関の存続機関は2年以内に限定されない。 ・ 職員の雇用は行わず国家公務員のサポートを受ける。 <p>● 公的セクターワーキンググループ (Public Sector Working Groups)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これらは省または省部局が組成する委員会で、構成員の3分の2以上が国家公務員または広義の公務員 (例：閣僚、地方議員、NHS スタッフ、保健専門員、警察官、サービス職員) である。 ・ 通常法に基づいて設置されるものではない。 ・ メンバーは幅広い政策課題について助言を行う。 ・ メンバーは非常勤であり、本職の雇用主に対して忠実であることが求められる。メンバーは通常自らが所属する組織の代表として参加する。まれに個人的能力により任命される場合もある。メンバーは無給である。 ・ この種の諮問機関の存続期間は2年以内に限定されない。 ・ 職員の雇用は行わず国家公務員のサポートを受ける。 <p>● 内部諮問委員会 (Internal Advisory Committees)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法に基づいて設置されるものではなく、一般的に省・エージェンシーの内部運営、または政府の業務に関して助言する機能をもつ。 ・ メンバーは民間人、国家公務員から起用される。 ・ 閣僚は一切の関与を行わない。閣僚がメンバーの任命を行うことなくメンバーは閣僚に対する報 	

第3章 イギリス

類型	主な特徴	公的機関の例 ²⁰
	<p>告義務を負わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> メンバーは非常勤であり、一部の委員会メンバーは個人的能力により任命された者を含むことがある。メンバーは無給である。 職員の雇用は行わず国家公務員のサポートを受ける。 	
F	<p>公企業 (Public Corporations)</p> <ul style="list-style-type: none"> 主として顧客から徴収した料金によりコストの多くを賄い商行為を行う機関。 外部からの収入が最低 50%確保できている機関が一般的に公企業とされる。50%基準の要件は複数年度において満たすこととし、単年度における要件未達によって公企業の資格要件見直しがなされることはない。 自ら職員の雇用を行う。 公企業には複数の形態をとることができる。 <ul style="list-style-type: none"> 勅許または法に基づく会社組織で主務大臣による規制の下公的サービスを実施または提供するもの 政府が株式等を所有する株式会社で商取引機能を持つもの ジョイントベンチャーまたは PPP 	<ul style="list-style-type: none"> チャンネル4 (Channel 4) 民間航空安全局 (Civil Aviation Authority) CDC グループ (CDC Group plc)
G	<p>中央政府機関のその他の類型 (Other Types of Central Government Bodies)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特別医療機構 (Special Health Authorities) <ul style="list-style-type: none"> NHS 機関の一形態であり 2006 年 NHS 法に基づく大臣命令により設立されるものであるが、保健省の一部をなすものではない。 会社形態をとり、広範かつ独自に職員を自ら採用する。 特別医療機構は 2006 年 NHS 法の下、地域レベルではなく国レベルにおいて機能させるべく設置運営される。 特別医療機構は広く NHS のために特化した業務運営を実施する。 保健大臣は個々の特別医療機構の機能詳細について指示を行う。 保健大臣は特別医療機構の業務運営に直接の権限を持ち、個々の業務運営が大臣の監督下にあることを明確にする。 新規に設立された特別医療機構の存続期限は3年以内とする。 イングランド及びウェールズに設立されるものと、いずれかのみに設立されるものがある。 特別医療機構は議会より補助金を受ける (交付金ではない)。 ●オフィス・室 (Offices) <ul style="list-style-type: none"> これらは省の一部であり、執行機関ではない (執行機関のように自らのガバナンス構造や運営自主性を有しない)。 国家公務員により組織され、関係省の規則に則り運営される。 一部の「オフィス」には、複数の省が政策横断的に協働しスタッフニングを行うものがある。 一部の「オフィス」には、戦略的統率や助言、リーダーシップを執る長やメンバーに官僚でない者 (non-executive) が任用されるものがある。これらの者は一般的に主務大臣の指名を受けて任用される。 ●法定オフィスホルダー (Statutory Office Holders) <ul style="list-style-type: none"> 法律または二次立法により特定個人がオフィスホルダーとして任命されるもの 機関として設立される 職員の雇用は行わず国家公務員のサポートを受ける。 ●議会関係機関 (Parliamentary Bodies) <ul style="list-style-type: none"> 議会または議会委員会等のために設置され直接報告義務を負うが、省や閣僚に対しては報告義務を負わない。 	<ul style="list-style-type: none"> NHS トラスト開発機構 (NHS Trust Development Authority) NHS 献血臓器移植機構 (NHS Blood and Transplant) ビジネスイノベーション技能省行政改善室 (the Better Regulation Executive) 財務省租税簡素化室 (the Office of Tax Simplification) 公務任用コミッショナー (the Commissioner for Public Appointments) 公益会社法人監査委員 (the CIC Regulator) 議会オンブズマン (the Parliamentary Ombudsman) 会計検査院 (the National Audit Office) 選挙管理委員会 (the Electoral Commission) 独立議会倫理基準委員会 (the Independent Parliamentary Standards Authority)

(ウ) 各省庁の予算

財務省 (HM Treasury) が 2012 年 7 月に公表した Public Spending Statistics には、「省別予算 (Departmental Budgets)」が公表されており、ここでの「省別」は、省の長である大臣が責任を負う省以外の関係機関等も含む「省関係グループ (Departmental Group)」として取り扱われている。

イギリスの予算制度は会計の仕組みがわが国と大きく異なるため省関係グループの予算規模をつかむのは容易ではないが、財務省の公表データを加工して簡略化のうえ作成を試みたものが次の表である²³。

図表-3-6 省関係グループの予算 2012 年 7 月財務省公表データ (単位: 千ポンド)

省関係グループ (Departmental Group)	2007-08	2008-09	2009-10	2010-11	2011-12
教育省	66,816	67,364	71,055	49,251	68,123
NHS (保健省)	110,260	115,802	123,415	93,947	125,020
個人福祉サービス	9,356	9,135	10,159	9,031	7,687
運輸省	15,268	14,596	16,789	13,931	14,140
コミュニティ地方政府省 (コミュニティ)	12,961	13,281	14,480	11,160	5,445
コミュニティ地方政府省 (地方政府)	25,938	27,183	27,440	27,641	27,366
ビジネスイノベーション技能省	24,385	24,320	28,198	27,226	25,257
内務省	11,031	11,558	11,815	11,244	10,389
司法省	10,530	11,176	11,042	10,084	9,447
法務長官府	804	793	776	680	625
国防省	50,735	51,096	54,715	48,552	54,545
外務省	2,262	2,399	2,540	2,440	2,378
国際開発省	5,696	6,250	7,301	7,977	7,934
エネルギー気候変動省	9,903	4,366	3,613	8,508	6,250
環境食料農村地域省	3,412	3,171	3,246	2,567	2,546
文化メディアスポーツ省	7,346	7,213	7,322	7,061	7,905
労働年金省	148,849	153,339	163,966	164,514	167,106
スコットランド省	32,152	32,211	33,221	33,053	31,427
ウェールズ省	15,177	15,768	16,812	16,184	15,367
北アイルランド省	17,992	18,628	19,604	15,132	19,045
財務省	39,749	179,426	59,148	31,011	24,580
内閣府	10,695	10,293	10,767	▲4,763	11,567
独立機関	883	900	972	863	946
各省全体予算合計 (仮)	624,802	772,514	689,704	579,825	637,411

(出典: 財務省資料、WIP ジャパンが簡略化して作成替)²⁴

²³ イギリスの政府予算は3か年度における DEL (省庁別歳出予算額) の当年度分と AME (年度管理歳出額) に振り分けられ、さらに経常的支出に充てられる資源予算と資本的支出に充てられる資本予算とに区分され、合計4つの予算書類が作成される。これら4つを合計したものが各省全体予算となると考えて概ね差し支えないとも考えられるため、本表では各省全体予算合計を仮に示している。しかし、実際は DEL が発生主義会計なのに対して AME は現金主義会計であるため、これらを合計した金額は示されていない。

²⁴ HM Treasury, Public Spending Statistics 2012, Department Budgets, Table 1.4 の "Resource budgets in real terms, 2007-08 to 2011-12" と "Table 1.7 Capital budgets in real terms (1), 2007-08 to 2011-12" のデータを用いて、各省における各年度の資源会計 DEL、資源会計 AME、資本会計 DEL、資本会計 AME の4

第3章 イギリス

(エ) 公務員の種類と定員

イギリスの国家公務員は Civil Servant と呼ばれるが、我が国の「行政機関職員定員令」のような法的根拠による定員枠の設定や、官房組織が主体となって実数に基づいて定員管理を行う方法はとられていない。しかしながら各省における国家公務員の総数は、実質的に財務省のコントロールの下に置かれている。

各省庁は自らの裁量により、3年間の DEL (Departmental Expenditure Limit ; 省庁別歳出限度額) の範囲内において、職員を任用、配置している。財務省 (HM Treasury) が省庁に対して複数年度予算として配分する DEL には省職員の人件費や賃料等経費の固定的支出部分が含まれており、各省庁は3年間における DEL の総額範囲内での歳出細項目間の流用や次年度繰越の裁量が認められている。一方財務省は各省に対する DEL の総額に対する統制を行うことで人件費の総額調整、すなわち国家公務員の実数の調整を実現している²⁵。

国家公務員の人数は、統計局 (Office of National Statistics) が公表している。

国家公務員は、上級公務員 (Senior Civil Services) と一般公務員に分類される。一般公務員は管理職と事務職からなる。上級公務員はグレード1 (内閣官房長、事務次官) を最高ポストとし、グレード2までは首相に任免権があり、それ以下は各省事務次官またはエージェンシーの長が任命する。グレード5が本省の課長クラス、管理職のうちグレード6及び7は課長補佐クラスに相当する²⁶。上級公務員とグレード6及び7、ファスト・ストリーム育成プログラム (Fast Stream Development Programme) の対象者、の3類型については、政治的に現政権の奉仕者であることが要求され、議員との接触が厳しく制限されている²⁷。ファスト・ストリーム育成プログラムとは、公開試験による選抜制度に合格した新人公務員に対し、グレード7以上のスキル・能力が得られるよう研修を受けさせる幹部候補生育成制度のことである²⁸。

また、統計上の類型として、一般公務員はグレード6及び7、上席及び上級執行官 (Senior and Higher Executive Officers)、事務執行官 (Executive Officers) まだが管理職 (other management)、行政事務官及び補助職員 (Administrative Officers and Assistants) は事務職 (Administrative) と区分されている。

つを合算し表作成したもの。なお、根拠とした各々のデータは当年度 (2011-12) の GDP デフレータを基準としたインフレ率等調整を当年度以外の数値に反映したものを用了。

http://www.hm-treasury.gov.uk/pespub_natstats_july2012.htm

²⁵ 総務省行政管理局 (2007) 「諸外国における行政組織等の減量・効率化に係る諸改革及び経常的な改善取組の状況に関する調査研究」平成 19 年 3 月 pp.16-19

²⁶ Cabinet Office (2010) "Directory of Civil Service Guidance Volume 2: Collected Guidance" p.18
<https://www.gov.uk/government/publications/directory-of-civil-service-guidance>

²⁷ 那須典子 (2011) 「米英仏における公務員の政治的行為の制限」参議院憲法審査会事務局「立法と調査」2011.7 No.318 p.123

http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2011pdf/20110701118.pdf

²⁸ イギリスの国家公務員制度については、次の資料を参考

人事院 平成 22 年 国家公務員制度改革の動向 第 1 編《人事行政》【第 2 部】 変革が迫られる国家公務員人事管理、参考資料 2 諸外国における幹部公務員人事、イギリス

<http://ssl.jinji.go.jp/hakusho/h22/042.html>

図表-3-7 省庁別 国家公務員の人数（2012年3月31日、単位：人）²⁹

省庁 (省の下部機関の日本語訳は我が国で一般的に用いられているもの)		上級 公務員	一般公務員				不明	計
			管理職		事務職			
			グレード6 及び7	上席・上級 執行官	事務 執行官	行政 事務官		
法務長官府 関係	法務長官府	10	10	10	10	10	0	40
	王立検察庁	70	2,960	930	1,600	2,090	0	7,650
	王立検察庁検査局	—	20	10	—	10	0	40
	重大不正捜査局	10	90	100	80	30	0	310
	財務省法律顧問	70	600	90	130	100	0	990
ビジネス イノベーション 技能省関係	ビジネスイノベーション技能省	200	940	1,110	450	260	0	2,940
	労働問題助言斡旋仲裁局	10	50	480	270	80	0	880
	企業登記局	—	20	130	260	570	0	980
	債務超過局	10	90	780	410	800	0	2,080
	不動産登記局	20	190	1,850	2,430	180	0	4,670
	気象庁	—	270	1,220	270	140	0	1,900
	国立計量庁	—	20	30	10	10	0	70
	公正取引庁	40	220	170	80	60	0	570
	ガス・電気市場管理局	40	220	200	90	20	0	560
	陸地測量局	10	110	410	500	40	0	1,070
	スキル資金支援機関	50	160	540	400	110	0	1,260
	英国知的財産局	30	220	220	190	230	0	890
	英国宇宙局	—	20	10	10	—	0	40
内閣府	170	510	520	260	160	0	1,620	
その他内閣府 関係	中央情報局	10	110	180	30	20	0	350
	議会法制局	50	10	10	20	20	0	110
	政府調達局	10	80	140	60	20	0	300
財務省所管機関	債務管理庁	—	10	70	20	10	0	110
	年金数理庁	20	40	40	10	10	0	120
	国民貯蓄投資機構	20	40	80	10	10	0	150
チャリティコミッション	10	40	170	100	40	0	360	
コミュニティ 地方政府省 関係	コミュニティ地方政府省	90	590	800	270	140	0	1,880
	消防学校	0	20	70	30	60	—	180
	計画審査庁	—	250	70	130	220	0	670
	QEII カンファレンスセンター	—	—	30	10	10	0	40
文化メディア スポーツ省関係	文化メディアスポーツ省	40	150	170	70	20	0	460
	ロイヤルパークス	—	30	40	40	30	0	130
国防省関係	国防省	240	2,240	15,670	9,880	25,300	50	53,370
	国防装備整備グループ	10	60	250	1,720	650	70	2,760
	国防科学技術研究所	30	1,300	1,920	280	200	0	3,720
	海軍補助艦隊	0	0	0	0	0	2,030	2,030
	水路局	—	70	420	390	160	0	1,040
教育省	140	800	1,200	470	190	0	2,790	
エネルギー気候変動省	90	540	480	120	90	0	1,310	
環境食料農村地 域省関係	環境食料農村地域省	100	480	900	350	330	0	2,160
	獣医学病理研究所	10	360	540	590	1,030	0	2,520
	環境水産養殖科学センター	—	70	230	130	130	0	550
	食糧環境研究所	10	90	350	250	220	0	920
	水道事業局	10	50	70	40	20	0	180
	農業振興支払機関	10	110	480	720	1,210	0	2,540
	獣薬学研究所	—	40	40	30	50	0	150
ウェールズ教育水準局	—	60	10	20	10	0	100	
食品基準庁	20	130	420	710	50	0	1,330	
外務及び コモンウェル	外務省	450	1,290	2,150	1,520	1,150	0	6,560
	ウィルトンパーク会議事務局	—	10	10	10	30	0	70

²⁹ Office for National Statistics, Civil Service Statistic 2012 Tables, Table 20 "Civil Service employment; responsibility level by government department" <http://www.ons.gov.uk/ons/datasets-and-tables/index.html>
 なお、各機関の職名別人数は、10人単位の概数による報告に基づいて集計されている。

第3章 イギリス

省庁 (省の下部機関の日本語訳は我が国で一般的に用いられているもの)	上級 公務員	一般公務員				不明	計	
		管理職			事務職			
		グレード6 及び7	上席・上級 執行官	事務 執行官	行政 事務官			
保健省関係	保健省	220	820	850	370	120	0	2,370
	医薬品庁	120	230	270	190	80	0	890
歳入関税庁関係	歳入関税庁	360	3,670	13,030	16,560	41,350	0	74,970
	資産評価局	10	370	1,540	940	910	0	3,770
財務省関係	財務省	110	350	360	150	90	0	1,070
	資産保護局	10	10	10	—	0	0	30
	予算責任局	—	10	10	0	—	0	20
内務省関係	内務省	150	950	2,330	5,030	2,280	—	10,740
	犯罪記録局	—	20	100	160	230	0	520
	身分証明旅券局	10	130	490	810	2,010	0	3,450
	国家詐欺取締局	—	20	20	10	0	0	40
	入国管理局	50	510	2,960	3,840	4,250	—	11,600
国際開発省		80	870	470	190	110	0	1,710
司法省関係	司法省	120	770	1,530	800	1,030	0	4,250
	王立調停局	30	660	2,740	3,260	13,970	0	20,660
	国立文書館	10	60	250	130	180	0	630
	全国犯罪者処遇サービス	40	640	3,820	6,530	34,540	0	45,580
	公的青年後見局	—	10	70	140	300	0	520
	最高裁判所	—	10	20	20	—	0	50
北アイルランド省		10	10	30	20	20	—	90
教育水準局		30	480	520	160	250	0	1,440
資格・試験規制局		10	40	60	50	10	0	160
スコットランド 政府関係	スコットランド政府	150	900	2,070	800	1,270	0	5,200
	国立地方検察官会計サービス	30	150	570	240	670	0	1,650
	スコットランド無犯罪証明局	—	10	30	30	110	0	180
	スコットランド国立公文書館	—	20	130	60	190	0	400
	スコットランド教育水準庁	10	110	90	20	80	0	300
	スコットランド歴史遺産庁	—	40	180	170	640	0	1,040
	債務超過助言機関	—	10	30	40	80	0	160
	スコットランドチャリティ機関	—	10	20	10	10	0	50
	スコットランド戸籍登記庁	—	30	390	320	420	0	1,160
	スコットランド裁判サービス	—	40	250	380	790	0	1,460
	スコットランド住宅規制局	—	20	20	—	—	0	50
	スコットランド刑務局	—	130	610	1,930	1,510	0	4,180
	スコットランド公共年金庁	—	—	40	50	160	0	260
	スコットランド奨学金庁	—	—	20	20	110	0	160
	スコットランド交通庁	10	80	190	30	70	0	380
スコットランド省		10	40	30	10	20	0	100
秘密情報部		50	380	2,320	2,060	630	0	5,440
運輸省関係	運輸省	110	560	670	210	120	0	1,670
	自動車運転免許庁	10	130	670	910	4,540	0	6,260
	自動車検査庁	—	50	250	1,930	340	0	2,580
	公用車両手配庁	0	—	10	150	10	0	180
	道路庁	30	280	1,300	320	1,540	0	3,480
	海上保安庁	10	110	290	240	470	0	1,120
	鉄道規制局	20	150	60	30	30	0	280
	車両運行庁	20	30	380	810	970	0	2,210
	車両形式規制庁	—	10	70	30	40	0	160
国家統計局		40	330	990	590	1,720	0	3,660
貿易投資総局		10	40	90	30	30	0	190
ウェールズ省		—	10	20	10	10	0	60
ウェールズ政府		120	830	2,140	1,090	1,150	0	5,330
労働年金省関係	労働年金省	220	1,920	9,990	39,110	48,700	20	99,960
	労働安全衛生庁	50	670	1,760	480	540	0	3,500
	養育費強制委員会	20	150	650	2,440	5,590	170	9,020
公務員数総合計		4,420	33,610	93,560	119,340	210,540	2,350	463,810

(3) 国家行政組織改革

(ア) 国家行政組織改革の全体像

本項では、イギリスの行政組織改革について、時の政権の意向により実施される省の再編と、近年実施されている公的機関改革について説明する。

イギリスにおける省の再編は、国家行政組織改革というよりむしろ、政権交代や首相の交代、内閣改造などを契機に実施される、時の政権の政治的意向を反映させるための、慣例的で政治色の濃い行為である。

いっぽうで 2010 年 5 月に発足したキャメロン連立政権が打ち出した公的機関改革 (Public Body Reform) は、同政権の重点課題と位置づけられ推進されている点において、国家行政組織改革のイメージにより近いものである。公的機関改革は、財政赤字の改善と公的機関の抜本的改革が保守党と自由民主党が連立合意書に主要要素 (key component) として明記していたもので、行政組織改革のターゲットとなっているのは省ではなく、主として非省庁型公共機関 (NDPBs) である。

●省の再編

図表-3-8 1990 年以降における省の再編と変遷

1990 年~	1995 年~	1997 年~	2001 年~	2006 年~	2007 年~	2008 年~	2009 年~	2010 年~
メージャー 保守党政権		ブレア 労働党政権			ブラウン 労働党政権			キャメロン 連立政権
第 2 次 1992.4 ~ 1993.5	第 5 次 1995.7 ~ 1997.5.2	第 1 次 1997.5.2 ~ 2001.6.28	第 2 次 2001.6.28 ~ 2006.5.5	第 3 次 2006.5.5 ~ 2007.6.27	第 1 次 2007.6.27 ~ 2008.10.3	第 2 次 2008.10.3 ~ 2009.6.5	第 3 次 2009.6.5 ~ 2010.5.11	第 1 次 2010.5.11 ~ 2012.9.4
首相府								
内閣府								
内務省								
財務省								
国防省								
保健省								
スコットランド省								
ウェールズ省								
北アイルランド省								
大法官省				憲法事項省 (2003.6~)	司法省 (2007.5~)			
国家遺産省		文化メディアスポーツ省						
外務英連邦省		国際開発省						
社会保障省			雇用年金省					
雇用省	教育雇用省		教育職業技能省			子ども学校家庭省	教育省	
教育省	貿易産業省					イノベーション大学技能省	ビジネスイノベーション 技能省	
農漁食糧省		エネルギー気候変動省						
環境省		環境食料農村地域省						
運輸省		環境運輸地 域省	運輸地 方政府 地域省	運輸省 (2002.5~)				
		副首相府	コミュニティ地方政府省					

第3章 イギリス

イギリスにおいて時の政権は、とりわけ雇用、教育、運輸、ビジネス、環境などの行政セクターにおける主要政策分野を統合等再編の対象とすることによって、首相が自らの政権の国づくりにかかる思想を国民にアピールしてきた傾向がみられる。これらの行政セクターは、隣接する他のセクターとの関連性と親和性があり、かつ社会・経済環境の変化によって柔軟に組み替えることに対する国民の納得が比較的得られやすいものである。

いっぽうで、頻繁な省再編にかかるコストと再編の対象となった省が負担する労力は、無視できない水準と言われている³⁰。2010年3月に会計検査院が公表した報告書によれば、2005年から2009年にかけて組織再編が実施された中央行政機関は90を超え、再編された機関のうち85%は省大臣の所掌機関（arm's length bodies）であった。会計検査院はこれらのうち規模が大きな51の機関の再編コストについて、51機関全体で780百万ポンド、1機関あたり15百万ポンド、全体のコストを年平均に引き直せば200百万ポンドであったと試算、いずれの省庁も費用対効果にかかる事後の検証を実施していなかったことを指摘した。また、同報告書では、1980年以降の米国で新設された2省は現在そのまま存続しているのに対し、イギリスで新設された25省のうち13省はもはや存在していないことを挙げ、過去の再編は根本的な行政機能の変革に寄与してこなかった、と断じている³¹。

省の再編の実施タイミングは、総選挙による政権交代、首相辞任と内閣総辞職による首相交代、政権下における内閣改造が主であるが、これらの何れにも該当しないものもある。

1990年から2010年に至るまでの20年間を見ると、省の再編は合計12回実施されている。しかしながら以下の表からわかるように、省の合計数そのものは20省前後と小幅に推移しているに過ぎない³²。

図表-3-9 イギリスにおける省再編の規模と実施タイミング

実施年月	実施政権	再編後の省合計数	再編の実施タイミング
1992年4月	メージャー保守党（第2次）	19	内閣改造
1995年7月	メージャー保守党（第5次）	18	内閣改造
1997年5月	メージャー保守党→ブレア労働党発足	18	総選挙、政権交代
2001年6月	ブレア労働党（第2次）	18	総選挙、内閣改造
2002年5月	ブレア労働党（第2次）	19	その他
2003年6月	ブレア労働党（第2次）	19	その他
2006年5月	ブレア労働党（第3次）	19	内閣改造
2007年5月	ブレア労働党（第2次）	19	その他
2007年6月	ブレア労働党→ブラウン労働党発足	20	首相交代、内閣改造
2008年10月	ブラウン労働党（第2次）	21	内閣改造
2009年6月	ブラウン労働党（第3次）	20	内閣改造
2010年5月	ブラウン労働党→キャメロン保守党連立発足	20	総選挙、政権交代

³⁰ Collin Turpin, et al. (2011) "British Government and the Constitution" Cambridge University Press, p.428

³¹ National Audit Office (2010) "Reorganising central government" 18 March 2010, p.4 http://www.nao.org.uk/publications/0910/reorganising_government.aspx

³² 1990年11月にサッチャー首相が保守党党首を辞任してメージャー首相と交代した際、メージャー首相は発足内閣時には省再編を実施せず、1992年4月の第2次内閣にて実施した。

政権交代時に省の再編を比較的容易とする仕組みとして考えられるものとして、総選挙における党マニフェストの存在、「影の内閣」制度、総選挙前に野党と上級公務員の接触が解禁される制度、の3つがあげられる。

1990年以降の20年間における政権交代は、1997年のメージャー保守党からブレア労働党への交代、及び、2010年のブラウン労働党からキャメロン保守党連立政権への交代の2回のみである³³。政権交代は総選挙の結果実施されるものであるが、総選挙のマニフェストに省再編が公約として示されていた場合、総選挙の結果が政権交代を伴わない場合であっても、公約を実現する形で省再編が行われることがある。例えば1992年の総選挙ではメージャー保守党が政権を維持した際、総選挙のマニフェストに省庁再編を党綱領として掲げていたため、同年4月メージャー第2次内閣発足の際には、公約どおり国家遺産省及び教育省の新設が実施された³⁴。

また、マニフェストに省再編が公約として示されていないケースでも、政権交代の際に省再編が実施されることがある³⁵。1997年の総選挙でメージャー保守党が敗れブレア労働党政権に交代した際は、労働党のマニフェスト³⁶には省再編構想が明記されていなかったが、環境省と運輸省を統合して環境運輸地域省（Department of the Environment, Transport and the Regions）を設置している。同省は、労働党副党首でブレアの腹心であったプレスコットの主導により、労働党の「影の内閣（shadow cabinet）」で「影の環境大臣（Shadow Secretary of State for Environment）」であったドブソンに運輸行政のポートフォリオ（業務責任範囲）を集中して環境運輸地域大臣に任命したことを受けて設置されたものである³⁷。

「影の内閣」とは、イギリスにおいて二大政党における政府と野党の議論を効果的に進めるために1964年から導入された制度であり、野党第一党は大臣と下級大臣に対応する責任者として「影の大臣」及び「スポークスマン」という役職を特定の政策分野に配するものである。「影の内閣」制度の存在によって野党はより専門的な問題に対応できるようになるほか、野党が政権獲得した場合に誰がどの省を担当するかが予測可能となるというメリットがある。したがって「影の大臣」は政権交代後の真の内閣で担当分野の大臣に任命されるということを前提とした制度とされているが、実際には従来の担当分野とは異なる分

³³ 政権交代は戦後60年あまりを見ても、1964年のウィルソン、1970年のヒース、1974年のウィルソン、1979年のサッチャー、1997年のブレアの計5回であり、過去30年間ではサッチャーとブレアのわずか2回に過ぎない。サッチャー保守党は総選挙に3期連続して勝利を収め、サッチャーから保守党を引き継いだメージャーも1992年の総選挙に勝利したことで、保守党は18年に及び長期政権を維持した。1997年にメージャーから政権を奪ったブレア労働党も3期連続して総選挙に勝利し、2010年の総選挙で敗れるまで13年間政権を維持した。

³⁴ 1992 Conservative Party General Election Manifesto, The Best Future for Britain
<http://www.conservativemanifesto.com/1992/1992-conservative-manifesto.shtml>

³⁵ 2010年総選挙において、野党保守党のマニフェストには省再編が綱領に掲げられていなかった。但しNHSの組織規模を半分に縮小するという公約は記されており、キャメロン保守党連立政権発足後、実現が目指されている。Liberal Democrat Manifesto 2010
http://network.libdems.org.uk/manifesto2010/libdem_manifesto_2010.pdf

³⁶ 1997 Labour Party Manifesto, New Labour deserves Better
<http://www.labour-party.org.uk/manifestos/1997/1997-labour-manifesto.shtml>

³⁷ BBC News, “UK Politics, Department for the Environment, Transport and the Regions” October 15, 1999 http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/politics/386343.stm

野の大臣に差し替えが行われる。1997年のブレア労働党政権発足時には7人の「影の大臣」が新内閣において異なる分野の大臣に任命されている。また、労働党の場合は内閣の人数上限23人に対して「影の内閣」である議会委員会メンバーを26人で構成していたため、「影の大臣」が政権交代後に閣外大臣に任命された³⁸。2010年のキャメロン連立政権発足時は、保守党と連立を組んだ自由民主党が5つの閣僚ポストを確保したこともあり、保守党が選挙前に任命していた「影の大臣」がそのまま連立内閣の大臣職に据えられたのは、財務大臣、法務長官、保健大臣、教育大臣、国防大臣、女性平等大臣、文化メディアスポーツ大臣、ウェールズ大臣、国際開発大臣、北アイルランド大臣であり、環境食料地域大臣やエネルギー気候大臣などは、保守党内でポストの差し替えが行われている³⁹。このような真の内閣への移行時に経験のない分野の大臣ポストに差し替えを行うことは、長年「影の内閣」で積んできた経験が全く活かされないという問題を含んでいる⁴⁰ものの、「影の内閣」制度の存在によって、野党第一党の「誰が」政権交代後の担当行政分野の在り方について「どのように」考えているかが公に理解されやすい仕組みとなっており、実際に政権交代が実施された場合、真の内閣への移行を円滑にする効果が期待されるものといえる。

政権交代時に省の再編を容易にする仕組みにおいては、国家公務員も重要な役割を果たしている。本来、国家公務員のうち上級公務員は政治的な活動が制限されており、とりわけ野党と上級公務員との接触は「公務員ガイダンス」に示された原則により禁止されている⁴¹。しかしこの原則は、下院の任期満了16か月前を過ぎれば首相の判断・承認により解除され、解禁後に野党は各省事務次官と接触することができることとなっており、この慣例は1964年に初めて実施した首相の名前に因み「ダグラス・ヒューム規則(Douglas-Home rules)」と呼ばれており、野党が政府機構の大幅な変更を準備している場合は、総選挙の結果政権交代となった場合、できるだけ円滑に政府機構の改編を行うことができるようなアイデアを出すように、野党は関係各省の上級公務員に対して要請することができる、という仕組みとなっている⁴²。

³⁸ 例えば野党労働党で「影の交通大臣(Shadow Secretary of State for Transport)であったスミスは、1997年の政権交代でブレア労働党内閣が発足した際には、教育雇用省(Department of Education and Employment)」の閣外大臣に任命されている。

³⁹ Conservativehome leftwatch, Cameron's first Shadow Cabinet appointments showed confidence. Miliband's show fear. 2010.10.8
<http://conservativehome.blogs.com/leftwatch/2010/10/camerons-first-shadow-cabinet-appointments-showed-confidence-milibands-show-fear.html>

⁴⁰ 齋藤憲司(2009)「英国における政権交代」国立国会図書館調査及び立法考査局 レファレンス 2009.12

⁴¹ Cabinet Office (2010) "Directory of Civil Service Guidance Volume 2: Collected Guidance" p.18
<https://www.gov.uk/government/publications/directory-of-civil-service-guidance>

⁴² Pre-election contacts between civil servants and opposition parties
<http://www.parliament.uk/briefing-papers/sn03318.pdf>

●公的機関改革（Public Body Reform）

公的機関改革（Public Body Reform）は、2010年5月に発足したキャメロン連立政権が目下推進している、非省庁型公共機関（NDPB）等の大幅削減を主眼とした抜本的な中央行政機関の再編による財政コスト削減のための政策である。

当政策は、連立政権に政権交代する前年の2009年からブレア労働党政権が着手していたもので、総選挙で過半数の議席占めることができなかったキャメロン保守党がクレイグ党首率いる自由民主党と連立合意をするにあたり、公的機関改革を主要要素（key component）として連立合意書に位置づけたことで、前政権から引き継いだ格好となっている⁴³。

公的機関改革は2010年の春～夏の準備期間を経て2010年10月14日にスタートし、翌2011年12月に公的機関改革法が成立するまでの間、再編の対象とするべき機関及び方針が決定したものもあるが、この間に改革の再編対象とすべき機関の種類とその定義や解釈の混乱、パターン別の再編数目標の修正、具体的な再編の進め方や期限の修正が実施されており、発行された政府文書は相当数に及ぶ。これを時系列に整理すると次のようになる。

図表－3-10 公的機関改革（Public Body Reform）の経緯

年月	出来事
2009.6	会計検査院、2005年以降の省庁再編のレビューを実施し、議会に提出。レビュー内容は2010年5月18日に“Reorganising central government”として公表 ⁴⁴ 。
2009.12	ブレア労働党政権、白書「現場重視：より賢い政府によるALBs（Arm's length Bodies）の合理化と改革」を公表。120以上のALBs（ここでは執行型及び助言型NDPBs）を合併または廃止し、2010会計年度予算のレビューにおいて5億ポンドの歳出削減を見込んでいることを明示 ⁴⁵ 。
2010.2.4	内閣府、“Public Bodies 2009”を公表。2009年3月31日時点で中央政府の財政支援を受けている非省庁型公共機関（NDPBs）合計数は766機関、うち執行型NDPBは192機関、諮問型NDPBは405機関、法廷型NDPBは19機関、その他150機関。
2010.3	財務省、公的機関の歳出削減策“Reforming Arm's-Length Bodies”を公表。2012会計年度においてALBs関係の歳出額5億ポンド削減を明示 ⁴⁶ 。
2010.5	キャメロン連立政権発足。
2010.5 ～10	各省が内閣府の支援を受けながら傘下の公的機関のレビューを実施。対象機関数は約900機関。レビュー結果は各省が個別に“Public Bodies 2009”として公表。
2010.6	内閣府、「構造改革プラン（Structural Reform Plan）を公表。構造改革メニューに「公的機関「クワンゴ」削減（Public Bodies “Quango” Reduction）」が盛り込まれる。各省傘下の公的機関レビュー作業、及び公的機関改革法案の成立に向けたタイムスケジュールについて、レビュー作業は2010年10月、公的機関改革法成立は2011年7月、公的機関削減を2012年7月までと設定 ⁴⁷ 。

⁴³ Conservatives, Coalition Agreement published, May 12 2010

http://www.conservatives.com/News/News_stories/2010/05/Coalition_Agreement_published.aspx

⁴⁴ National Audit Office, Reorganising central government, 18 March 2010

http://www.nao.org.uk/publications/0910/reorganising_government.aspx

⁴⁵ Putting Frontline First : Smarter Government proposing rationalisation and reform of arm's length bodies
<http://www.epractice.eu/files/Action%20Plan%20-%20Putting%20the%20Frontline%20First%20-%20smarter%20government.pdf>

⁴⁶ HM Treasury, “Reforming Arm's-Length Bodies setting out new requirements governing the foundation, activities, transparency and management of arm's length”

http://www.direct.gov.uk/prod_consum_dg/groups/dg_digitalassets/@dg/@en/documents/digitalasset/dg_186443.pdf

⁴⁷ Cabinet Office, Draft Structural Reform Plan, June 2010

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/60804/srp-cabinet-office_3.pdf

第3章 イギリス

年月	出来事
2010.7.15	政府から調査委託されたインスティテュート・フォー・ガバメント (Institute for Government) が調査報告書 “Read Before Burning” を公表。報告書では、ALBs が 11 に類型化されることと、何れも組織形態の正当化根拠に乏しいことを指摘。また人員削減は行政コスト削減に大きく寄与しないと警告 ⁴⁸ 。
2010.10.14	モード内閣府担当閣外大臣、議会提出の大臣声明文書 (Written Ministerial Statements) にて公的機関改革の実現を表明。同文書には「クアング」481 機関のうち 192 機関を廃止、118 機関を合併により 57 機関に縮小、171 機関を実質的組織改革 (substantial reform) の対象とし、その他 40 機関は引き続き検討する (under review) とすることを明記 ⁴⁹ 。
2010.10.14	内閣府、各省の公的機関の見直し方針をとりまとめ、公的機関改革を正式に公表。非省庁型公共機関 (NDPBs)、非大臣省 (Non-ministerial Departments)、公企業 (public corporations) 全体では、199 機関を NDPB でなくし、120 機関を合併、176 機関を現状維持しつつ一部組織改革、399 機関は現状維持、10 機関は検討中 ⁵⁰ 。
2010.10.20	オズボーン財務大臣、各省庁の今後 4 年間の歳出削減策を示した「歳出再評価」を議会に提出。2014 年までの削減額累計 830 億ポンド、公務員削減数 49 万人。
2010.10.28	公的機関改革法案 (The Public Bodies Bill) が議会に提出され、審議開始。
2011.1~	公的機関改革法案に基づいた個別の再編方針決定にあたりコンサルテーションの実施を義務づけ。
2011.3	内閣府、議会オプズマンである公的機関専門委員会 (PASC) による、政府の公的機関改革に関する第三者的見地からの批判にかかる文書に対し、回答文書を議会に提出、同改革に関して内閣府が作成した議会報告書に事実誤認や取りまとめデータの不正確性があったことを認めた ⁵¹ 。
2011.3.16	内閣府、公的機関関係支出削減合計額を 2014-15 年度では 110 億ポンド、歳出見直し期間 (3 年間) では 300 億ポンド、省運営費累計節約額 (cumulative administrative savings) 単体では 26 億ポンドと見積もっていることを公表 ⁵² 。
2011.4	内閣府、公的機関改革法の対象となる非省庁型公共機関 (NDPBs) に対し、3 年に 1 回のレビューを義務付け。レビューは 3 か年度に分けて実施 (Triennial Reviews)、初年度 (2011-12 年度) は 10 省 16 機関、2 年目 (2012-13 年度) は 13 省 28 機関が対象 ⁵³ 。
2011.11.29	公的機関改革法案が上院・下院の最終修正決議を経て可決、成立 ⁵⁴ 。
2011.12.14	公的機関改革法案が国王の裁可 (Royal Assent) を得て 2011 年公的機関改革法 (The Public Bodies Reform Act 2011) として施行。
2011.12.14	各省が公表した公的機関の見直し状況について変更があったものについて公表。
2012.1.20	会計検査院、公的機関改革の財政的効果についての中間報告 “Reorganising central government bodies” を公表 ⁵⁵ 。
2012.4~	2011 年公的機関改革法の影響を受ける下位法 (Secondary legislation) の改正作業を開始。個々の再編にあたって設置根拠法や個別作用法の改正を要する場合は、コンサルテーションを完了することが要件とされた。
2013.1.11	内閣府、“Public Bodies 2012” を公表。公的機関改革の対象を「ALBs」でも「クアング」でもなく「非省庁型公共機関 (NDPBs) に絞り込み、各省関係の非省庁型公共機関の見直し状況について 2012 年 3 月末現在のデータを開示。また、2010 年 2 月 4 日公表の “Public Bodies 2009” に降に非省庁型公共機関でなくなった機関のリスト等を掲載。

⁴⁸ Institute for Government, “Read before burning- How to increase the effectiveness and accountability of quangos” 15 July 2010

<http://www.instituteforgovernment.org.uk/publications/read-burning>

⁴⁹ Parliament, Written Ministerial Statements, 14 Oct 2010 : Column 25WS

<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm201011/cmhansrd/cm101014/wmstext/101014m0001.htm#10101430000012>

⁵⁰ Public Bodies Reform – Proposals For Change, 14th December 2011

<https://update.cabinetoffice.gov.uk/resource-library/public-bodies-reform-proposals-change>

⁵¹ Government response to the Public Administration Select Committee Report, “Smaller Government: Shrinking the Quango State” <http://www.official-documents.gov.uk/document/cm80/8044/8044.pdf>

⁵² Press release, “Government to spend billions less through quangos” 16 March 2011

<https://www.gov.uk/government/news/government-to-spend-billions-less-through-quangos>

⁵³ Cabinet Office, Triennial review reports

<https://update.cabinetoffice.gov.uk/resource-library/triennial-review-reports>

⁵⁴ Parliament, Bill stages — Public Bodies Act 2010-12

<http://services.parliament.uk/bills/2010-12/publicbodieshl/stages.html>

⁵⁵ National Audit Office, Reorganising central government bodies, 20 January 2012

http://www.nao.org.uk/publications/1012/reorganising_central_govt.aspx

公的機関改革により見直しの対象とされた公的機関は、同改革がスタートした 2010 年 10 月 14 日時点では「クアング(Quango: quasi-autonomous non-governmental organization)」の総数 901 機関の過半数にあたる 481 機関であった。2010 年 6 月に内閣府が公表した「構造改革プラン」で削減のターゲットとなった「クアング」の範囲は、全ての政府外公共機関 (Non-departmental Public Bodies) 及び一部の非大臣省 (Non-ministerial Departments)、ならびに公企業 (Public Corporations) であった。「クアング」に公式な定義はなく、一般的には納税者の視点から見た政府関係機関の官僚主義、無駄遣い、特権、非民主的なあり方に対して暗に批判を含んだ通称ともされているが、非省庁型公共機関 (NDPBs) の別称として政府文書において慣例的に用いられる用語でもある⁵⁶。

内閣府は、2006 年 6 月に「公的機関の類型：各省向けガイダンス (Classification of Public Bodies: Guidance for Departments)」を公表、さらに 2011 年 4 月にはその改定版として公表した「公共機関の分類：各省向けガイド (Categories of Public Bodies: A guide for departments)」において、公的機関の類型化を示している⁵⁷。この類型化では、非省庁型公共機関 (NDPBs) の定義についても示されている。NDPB という用語がイギリスで初めて紹介されたのが、レオ・プレイトスキー卿による 1980 年の政府報告書 “Report on Non Departmental Bodies” である。この報告書のなかでプレイトスキー卿は、NDPB の定義について「中央政府の政策過程において役割を有するが、政府の省のまたはその一部をなすものではなく、程度の大小こそあれ大臣から一定の距離 (arm’s length) を置いて事業を運営する組織」としている。この “arm’s length” という用語は、今日では「日々の意思決定については政府から独立しているが、大臣は最終的にはその独立性、効果、効率性について議会に責任を負う」ものを意味するとされている⁵⁸が、公式に定義されたものではない。

ところが、財務省が 2010 年 3 月に公的機関の歳出削減策として公表した文書では、歳出削減の対象となる公的機関を ALBs (Arm’s length bodies) と呼び、その概念範囲については NDPB のみならず、非大臣省 (Non-ministerial Departments) 及び執行機関 (Executive Agencies) をも含めたものであった⁵⁹。いっぽう 2009 年 12 月にブレア労働党が発行した白書では、ALBs を執行型及び助言型の NDPBs として限定的に取扱っていた。また、世間では一般的に「クアング」と ALBs は同じ意味で用いられてきた⁶⁰。このように、見直すべき対象機関の類型は、2010 年の改革スタート時点では必ずしも明確化されていなかった。

⁵⁶ House of Commons Library, Standard Note: SN/PC/05609 “Quangos” 31 January 2011
<http://www.parliament.uk/documents/commons/lib/research/briefings/snpc-05609.pdf>

⁵⁷ Cabinet Office (2011) “Categories of Public Bodies, A Guide for Departments”
<http://www.civilservice.gov.uk/about/resources/information-on-public-bodies>
http://resources.civilservice.gov.uk/wp-content/uploads/2011/09/Classification-Guidance-2011_tcm6-38852.pdf

⁵⁸ House of Commons Library, op. cit

⁵⁹ HM Treasury, Reforming Arm’s Length Bodies, March 2010
http://www.direct.gov.uk/prod_consum_dg/groups/dg_digitalassets/@dg/@en/documents/digitalasset/dg_186443.pdf

⁶⁰ Institute for Government, “Read before burning- How to increase the effectiveness and accountability of quangos” 15 July 2010 <http://www.instituteforgovernment.org.uk/publications/read-burning>

第3章 イギリス

2010年5月から10月にかけて各省で実施されたレビューでは、660の非省庁型公共機関（NDPBs）、及び非大臣省（Non-ministerial Departments）と公企業（Public Corporations）の一部240機関であり、執行機関（Executive Agencies）は除外して進められた。2010年10月14日に内閣府担当閣外大臣フランシス・モードは各省のレビュー結果を公表し、再編のアウトカムについて廃止、合併等の見直しの結果削減する機関数を示すことで、公式に公的機関改革の口火を切った。

見直しの基本的な切り口は次の3点であり、ひとつでも該当すれば廃止の対象とされる。

- ① 技術的な機能を実施しているか
- ② 活動が政治的に独立しているか
- ③ 事実を報告するための機関として独立して活動する必要性があるか

以降、2012年末までに130の機関の廃止が決定し、150以上の機関が合併等により70まで削減、あわせて220機関余りが削減されることになった。これら廃止、合併等が進められた機関のうち38個は設置法や個別作用法等関連法の改正を要する機関であったことから、2011年12月の「2011年公的機関法」施行により再編を可能としたものである。同法は、再編に本来法改正を必要とする機関を別表にリストし、これらの機関を所管する大臣（閣外大臣、政務官を含む）に廃止、合併、機能移転、財政調整機能等にかかる権限を与え、リストされた機関については関連法の議会での改正手続を経ずとも再編作業を進めることを可能とする法律である。また、法施行後5年以内に再編を実施しなければならないというサンセット条項が設けられ、リストされた機関は議会及び議会委員会の諮問を受け、加えてコンサルテーションを実施する必要がある。

公的機関改革について国民の関心は高く、メディアも連日のように報道しているが、政府が公表したコスト削減が本当に実現するのかについて大多数のメディアは懐疑的であり、メディアは同改革を「クアングの火刑（Bonfire of the quangos）」、機関の廃止を「大鉈（axed）」などとセンセーショナルな表現で伝えている⁶¹。

2013年1月11日、内閣府は報告書“Public Bodies 2012”を公表した。同様の報告書は1999年から2009年まで毎年公表されていたが、公的機関改革をスタートしてから発行がストップしていた。“Public Bodies 2012”は政府による公的機関改革に関する単一の開示資料として公表されたものである。ここでは再編による機関数や再編された機関の種類については混乱を避けるため可能な限り概略化して示したうえで、2012年12月末時点で560の機関数がある非省庁型公共機関（NDPBs）に絞り込み、改革の状況が報告されている⁶²。

⁶¹ The Guardian, “Cameron's 'Bonfire of the quangos' to cost double original estimate” Friday 20 January 2012

<http://www.guardian.co.uk/politics/2012/jan/20/cameron-bonfire-quangos-double-estimate>

⁶² Cabinet Office, Public Bodies 2012

<https://www.gov.uk/government/publications/public-bodies-reports>

(イ) 国家行政組織改革の具体例

●省の再編

図表-3-11 1990年以降における省再編の一覧

年月、契機	再編された省	種類	再編の概要
1992.4【総選挙】 メージャー保守党 第2次内閣	教育科学省	廃止	以下から移管受 ・教育科学省：スポーツ行政 ・文化図書館局（Office of Arts and Libraries）：ミュージアム、ギャラリー、図書館、及びフィルム資産管理業務 ・環境省：文化遺産部門 ・貿易産業省：映画、美術品・骨董品・コレクターズアイテムの輸出免許事務 ・雇用省：観光行政 ・内務省：メディア所有規制、報道、スポーツ施設安全管理
	国家遺産省	新設	
	教育省	新設	
	エネルギー省	廃止	
1995.7 メージャー保守党 第5次内閣	貿易産業省	事務移管	エネルギー省から全業務を引継
	教育省	廃止	教育省から教育行政全般を引継、雇用省から雇用、職業訓練部門を移管受
1997.7【総選挙】 ブレア労働党 （政権交代） 発足内閣	教育雇用省	新設	
	環境省	廃止	環境省と運輸省の業務を統合、引継
	運輸省	廃止	
	環境運輸地域省	新設	
	国家遺産省	廃止	国家遺産省から全業務を引継、貿易産業省からメディア所有規制業務を移管受
	文化メディアスポーツ省	新設	
国際開発省	新設	外務英連邦省の下部機関海外開発庁（ODA）から開発部門を移管受	
2001.6【総選挙】 ブレア労働党 第2次内閣	教育雇用省	廃止	教育雇用省から雇用・障害者行政、社会保障省から福祉・年金行政を引継
	社会保障省	廃止	
	環境運輸地域省	廃止	教育雇用省から職業訓練・生涯教育行政を引継
	農業食糧省	廃止	
	雇用年金省	新設	
	教育職業技能省	新設	農漁食糧省から農漁業・食品工業行政を引継 環境運輸地域省から安全衛生・地域開発業務を引継
	環境食料農村地域省	新設	
	運輸地方政府地域省	新設	環境運輸地域省から運輸、地方政府行政、住宅、都市計画・地域政策業務を引継
	国防省	事務移管	内閣府からセキュリティーサービスグループを、社会保障省から軍人年金局を移管受
	貿易産業省	事務移管	環境運輸地域省から地域開発公社、建設業に関する業務を引継
	内閣府	事務移管	環境運輸地域省から域間調整室を移管受
	大法官省	事務移管	内務省から情報公開、個人情報保護、王室、人権関係業務を移管受
	文化メディアスポーツ省	事務移管	内務省及び内閣府から以下の業務を移管受。 酒類販売・バー営業等許可、ビデオ倫理審査、ギャンブル、競馬、露天商免許、女王即位50周年記念事業、コモンウェルス大会
	内務省	事務移管	教育雇用省から労働許可証発行事務を移管受
	副首相府（内閣府）	新設	
	2002.5 ブレア労働党 第2次内閣	副首相府（独立）	事務移管
運輸地方政府地域省		廃止	運輸地方政府地域省から交通政策を引継
運輸省		新設	
大法官省		事務移管	運輸地方政府地域省から選挙法に関する事務を引継

第3章 イギリス

年月、契機	再編された省	種類	再編の概要
	貿易産業省	事務移管	内閣府から女性・平等問題担当室を移管受
2003.6 ブレア労働党 第2次内閣	大法官省	廃止	
	憲法事項省	新設	大法官省から全機能を、ウェールズ省から実質的機能の全てを移管受（ウェールズ省の組織は存続）
2006.5 ブレア労働党 第3次内閣	副首相府	廃止	
	コミュニティ地方政府省	新設	副首相府から全業務を引継
2007.5 ブレア労働党 第3次内閣	憲法事項省	廃止	
	司法省	新設	憲法事項省から全業務を引継、内務省から 刑務・更正関係業務を、スコットランド省とウェールズ省から司法・刑務行政を移管受
2007.6 ブラウン労働党 （首相交代） 発足内閣	教育職業技能省	廃止	
	子ども学校家庭省	新設	教育職業技能省から初中等教育行政を引継
	イノベーション大学技能省	新設	教育職業技能省を廃止、高等教育・職業訓練行政を引継、貿易産業省から一部の業務を移管受
	貿易産業省	廃止	
2008.10 ブラウン労働党 第2次内閣	ビジネス企業規制改革省	新設	貿易産業省から全業務を引継
	エネルギー気候変動省	新設	ビジネス企業規制改革省からエネルギー部門を、環境食料農村地域省（気候変動）から一部機能を移管受
2009.6 ブラウン労働党 第3次内閣	イノベーション大学技能省	廃止	
	ビジネス企業・規制改革省	廃止	
	ビジネスイノベーション技能省	新設	イノベーション大学技能省とビジネス企業規制改革省の全業務を統合、引継
2010.5【総選挙】 キャメロン連立 （政権交代） 発足内閣	子ども学校家庭省	廃止	
	教育省	新設	子ども学校家庭省の業務全般を引継

●公的機関改革（Public Body Reform）

図表-3-12 非省庁型公共機関（NDPBs）560 機関の再編方針（2012年12月）⁶³

所管省	機関名	数	NDPB の種別	再編方針
内閣府	Advisory Committee on Business Appointments	1	諮問型	現状維持
	Big Lottery Fund	1	執行型	現状維持
	Boundary Commission for England	1	諮問型	-
	Boundary Commission for Wales	1	諮問型	-
	Civil Service Commission	1	執行型	-
	Committee on Standards in Public Life	1	諮問型	現状維持
	House of Lords Appointments Commission	1	諮問型	現状維持
	Security Vetting Appeals Panel	1	諮問型	現状維持
	Senior Salaries Review Body	1	諮問型	現状維持
ビジネスイノベーション技能省	Advisory, Conciliation and Arbitration Service (Acas)	1	執行型	現状維持
	Arts and Humanities Research Council (AHRC)	1	執行型	現状維持
	Biotechnology and Biological Sciences Research Council	1	執行型	現状維持
	British Hallmarking Council	1	執行型	現状維持
	Capital for Enterprise Limited	1	執行型	現状維持
	Central Arbitration Committee	1	法廷型	合併
	Competition Appeals Tribunal	1	法廷型	現状維持
	Competition Commission	1	執行型	合併
	Competition Service	1	執行型	廃止
	Construction Industry Training Board	1	執行型	現状維持
	Consumer Focus	1	執行型	廃止
	Copyright Tribunal	1	法廷型	廃止
	Council for Science and Technology	1	諮問型	-
	Economic and Social Research Council	1	執行型	現状維持
	Engineering and Physical Sciences Research Council	1	執行型	現状維持
	Engineering Construction Industry Training Board	1	執行型	現状維持
	Film Industry Training Board	1	執行型	現状維持
	Higher Education Funding Council for England (HEFCE)	1	執行型	現状維持
	Industrial Development Advisory Board	1	諮問型	現状維持
	Insolvency Practitioners Tribunal	1	法廷型	検討中
	Land Registration Rule Committee	1	諮問型	現状維持
	Low Pay Commission	1	諮問型	現状維持
	Medical Research Council (MRC)	1	執行型	現状維持
	Natural Environment Research Council (NERC)	1	執行型	現状維持
	Office for Fair Access	1	執行型	現状維持
	Regional Development Agencies	8	執行型	廃止
	Regulatory Policy Committee	1	諮問型	-
	Science and Technology Facilities Council	1	執行型	現状維持
	Student Loans Company	1	執行型	現状維持
	Technology Strategy Board	1	執行型	現状維持
UK Atomic Energy Authority	1	執行型	現状維持	
UK Commission for Employment and Skills	1	執行型	現状維持	
コミュニティ地方省	Building Regulations Advisory Committee	1	諮問型	現状維持
	Homes and Communities Agency	1	執行型	現状維持
	Independent Housing Ombudsman Ltd	1	執行型	現状維持
	Leasehold Advisory Service, The	1	執行型	検討中
	London Thames Gateway Development Corporation	1	執行型	廃止
	Valuation Tribunal for England	1	法廷型	廃止
	Valuation Tribunal Service	1	執行型	廃止
	West Northamptonshire Development Corporation	1	執行型	廃止
文化メディアスポーツ省	Advisory Council on Libraries	1	諮問型	廃止
	Arts Council England	1	執行型	現状維持
	British Film Institute	1	執行型	-

⁶³ Cabinet Office, Public bodies 2012(XLS)
<https://www.gov.uk/government/publications/public-bodies-reports>

第3章 イギリス

所管省	機関名	数	NDPB の種別	再編方針
	British Library	1	執行型	現状維持
	British Museum	1	執行型	現状維持
	English Heritage	1	執行型	現状維持
	Gambling Commission	1	執行型	合併
	Geffrye Museum	1	執行型	現状維持
	Horniman Public Museum and Public Park Trust	1	執行型	現状維持
	Horserace Betting Levy Appeal Tribunal	1	法廷型	現状維持
	Horserace Betting Levy Board	1	執行型	現状維持
	Imperial War Museum	1	執行型	現状維持
	Museums, Libraries and Archives Council	1	執行型	廃止
	National Gallery	1	執行型	現状維持
	National Heritage Memorial Fund/Heritage Lottery Fund	1	執行型	現状維持
	National Lottery Commission	1	執行型	合併
	National Museums Liverpool	1	執行型	現状維持
	National Portrait Gallery	1	執行型	現状維持
	Natural History Museum	1	執行型	現状維持
	Olympic Delivery Authority	1	執行型	現状維持
	Olympic Lottery Distributor	1	執行型	現状維持
	Public Lending Right	1	執行型	廃止
	Reviewing Committee on the Export of Works of Art	1	諮問型	現状維持
	Royal Armouries	1	執行型	現状維持
	Royal Museums Greenwich	1	執行型	現状維持
	Science Museum Group	1	執行型	現状維持
	Sir John Soane's Museum	1	執行型	現状維持
	Sport England	1	執行型	合併
	Sports Grounds Safety Authority	1	執行型	廃止
	Tate	1	執行型	現状維持
	Theatres Trust, The	1	諮問型	廃止
	Treasure Valuation Committee	1	諮問型	現状維持
	UK Anti Doping	1	執行型	現状維持
	UK Sport	1	執行型	合併
	Victoria and Albert Museum	1	執行型	現状維持
	Visit Britain	1	執行型	現状維持
	Visit England	1	諮問型	現状維持
	Wallace Collection	1	執行型	現状維持
教育省	Children and Family Court Advisory and Support Service	1	執行型	検討中
	Office of the Children's Commissioner, The	1	執行型	現状維持
	School Teachers' Review Body	1	諮問型	現状維持
環境食料農村地域省	Advisory Committee on Hazardous Substances	1	諮問型	廃止
	Advisory Committee on Pesticides	1	諮問型	廃止
	Advisory Committee on Releases to the Environment	1	諮問型	現状維持
	Agricultural Dwelling House Advisory Committees	16	諮問型	廃止
	Agricultural Wages Board for England and Wales	1	執行型	廃止
	Agricultural Wages Committees	15	執行型	廃止
	Agriculture and Horticulture Development Board	1	執行型	現状維持
	Board of Trustees of the Royal Botanic Gardens Kew	1	執行型	現状維持
	Commission for Rural Communities	1	執行型	廃止
	Committee on Agricultural Valuation	1	諮問型	廃止
	Consumer Council for Water	1	執行型	検討中
	Environment Agency	1	執行型	現状維持
	Food from Britain	1	執行型	廃止
	Gangmasters Licensing Authority	1	執行型	現状維持
	Independent Agricultural Appeals Panel	1	諮問型	現状維持
	Inland Waterways Advisory Council	1	諮問型	廃止
	Joint Nature Conservation Committee	1	執行型	現状維持
	Marine Management Organisation	1	執行型	現状維持
	National Forest Company	1	執行型	現状維持
	Natural England	1	執行型	現状維持

第3章 イギリス

所管省	機関名	数	NDPB の種別	再編方針
	Plant Varieties and Seeds Tribunal	1	法廷型	廃止
	Science Advisory Council	1	諮問型	現状維持
	Sea Fish Industry Authority	1	執行型	現状維持
	Veterinary Products Committee	1	諮問型	現状維持
国際開発省	Commonwealth Scholarship Commission in the UK	1	執行型	現状維持
	Independent Commission for Aid Impact	1	諮問型	-
運輸省	British Transport Police Authority	1	執行型	現状維持
	Directly Operated Railways Ltd	1	執行型	現状維持
	Disabled Persons' Transport Advisory Committee	1	諮問型	廃止
	High Speed 2 Ltd	1	執行型	-
	Northern Lighthouse Board	1	執行型	現状維持
	Passenger Focus/Passengers' Council	1	執行型	現状維持
	Railway Heritage Committee	1	執行型	廃止
	Traffic Commissioners and Deputies	1	法廷型	現状維持
雇用年金省	Trinity House Lighthouse Service	1	執行型	現状維持
	Child Maintenance and Enforcement Commission	1	執行型	廃止
	Disability Living Allowance Advisory Board	1	諮問型	廃止
	Equality 2025	1	諮問型	現状維持
	Health and Safety Executive	1	執行型	現状維持
	Independent Living Fund	1	執行型	現状維持
	Industrial Injuries Advisory Council	1	諮問型	現状維持
	National Employment Savings Trust (NEST) Corporation	1	執行型	現状維持
	Pension Protection Fund Ombudsman	1	法廷型	合併
	Pensions Advisory Service, The	1	執行型	現状維持
	Pensions Ombudsman	1	法廷型	合併
	Pensions Regulator	1	執行型	現状維持
	Remploy Ltd	1	執行型	現状維持
Social Security Advisory Committee	1	諮問型	現状維持	
エネルギー・気候変動省	Civil Nuclear Police Authority	1	執行型	現状維持
	Coal Authority	1	執行型	現状維持
	Committee on Climate Change	1	執行型	現状維持
	Committee on Radioactive Waste Management	1	諮問型	現状維持
	Fuel Poverty Advisory Group	1	諮問型	現状維持
	Nuclear Decommissioning Authority	1	執行型	現状維持
	Nuclear Liability Financing Assurance Board	1	諮問型	現状維持
保健省	Administration of Radioactive Substances Advisory Committee	1	諮問型	現状維持
	Advisory Board on the Registration of Homeopathic Products	1	諮問型	廃止
	Advisory Committee on Antimicrobial Resistance and Healthcare Associated Infections	1	諮問型	廃止
	Advisory Committee on Borderline Substances	1	諮問型	廃止
	Advisory Committee on Clinical Excellence Awards	1	諮問型	現状維持
	Advisory Committee on Dangerous Pathogens	1	諮問型	廃止
	Advisory Committee on the Safety of Blood, Tissues and Organs	1	諮問型	廃止
	Advisory Group on Hepatitis	1	諮問型	廃止
	Appointments Commission	1	執行型	廃止
	British Pharmacopoeia Commission	1	諮問型	現状維持
	Care Quality Commission	1	執行型	現状維持
	Commission on Human Medicines	1	諮問型	現状維持
	Committee on Carcinogenicity of Chemicals in Food, Consumer Products and the Environment	1	諮問型	廃止
	Committee on Medical Aspects of Radiation in the Environment	1	諮問型	廃止
	Committee on Medical Effects of Air Pollutants	1	諮問型	廃止
	Committee on Mutagenicity of Chemicals in Food, Consumer Products and the Environment	1	諮問型	廃止
	Committee on the Safety of Devices	1	諮問型	廃止
	Expert Advisory Group on AIDS	1	諮問型	廃止
	General Social Care Council	1	執行型	廃止
	Genetics and Insurance Committee	1	諮問型	廃止
Health Protection Agency	1	執行型	廃止	

第3章 イギリス

所管省	機関名	数	NDPB の種別	再編方針
	Herbal Medicines Advisory Committee	1	諮問型	廃止
	Human Fertilisation and Embryology Authority	1	執行型	廃止
	Human Genetics Commission	1	諮問型	廃止
	Human Tissue Authority	1	執行型	廃止
	Independent Advisory Group on Sexual Health and HIV	1	諮問型	廃止
	Independent Reconfiguration Panel	1	諮問型	現状維持
	Independent Review Panel for the Classification of Borderline Products	1	諮問型	廃止
	Independent Review panel on the Advertising of Medicines	1	諮問型	廃止
	Joint Committee on Vaccination and Immunisations	1	諮問型	廃止
	Medical Education England	1	諮問型	現状維持
	Monitor	1	執行型	現状維持
	National Information Governance Board for Health and Social Care	1	諮問型	廃止
	National Joint Registry Steering Committee	1	諮問型	廃止
	NHS Pay Review Body	1	諮問型	現状維持
	Review Body on Doctors' and Dentists' Remuneration	1	諮問型	現状維持
Scientific Advisory Committee on Nutrition	1	諮問型	廃止	
輸出信用保証局	Export Guarantees Advisory Council	1	諮問型	現状維持
食品基準庁	Advisory Committee on Animal Feeding stuffs	1	諮問型	-
	Advisory Committee on Consumer Engagement	1	諮問型	-
	Advisory Committee on Novel Foods and Processes	1	諮問型	-
	Advisory Committee on the Microbiological Safety of Food	1	諮問型	-
	Committee on Toxicity of Chemicals in Food, Consumer Products and the Environment	1	諮問型	-
	General Advisory Committee on Science	1	諮問型	-
	Social Science Research Committee, The	1	諮問型	-
外務省	British Council	1	執行型	現状維持
	Foreign Compensation Commission	1	法廷型	現状維持
	Great Britain China Centre	1	執行型	現状維持
	Marshall Aid Commemoration Commission	1	執行型	現状維持
	Westminster Foundation for Democracy, The	1	執行型	現状維持
	Regional Advisory Committees	9	諮問型	-
平等局	Equality and Human Rights Commission	1	執行型	現状維持
財務省	Office for Budget Responsibility	1	諮問型	-
	Royal Mint Advisory Committee on the design of coins, medals, seals and decorations	1	諮問型	-
内務省	Advisory Council on the Misuse of Drugs	1	諮問型	現状維持
	Animal Procedures Committee	1	諮問型	現状維持
	Independent Police Complaints Commission	1	執行型	現状維持
	Independent Safeguarding Authority	1	執行型	合併
	Investigatory Powers Tribunal	1	法廷型	現状維持
	Migration Advisory Committee	1	諮問型	現状維持
	National DNA Database Ethics Group	1	諮問型	現状維持
	National Policing Improvement Agency	1	執行型	廃止
	Office of Surveillance Commissioners	1	法廷型	現状維持
	Office of the Immigration Services Commissioner	1	執行型	現状維持
	Police Advisory Board and Police Negotiating Board	2	諮問型	検討中
	Police Arbitration Tribunal	1	法廷型	-
	Police Discipline Appeals Tribunal	1	法廷型	現状維持
	Security Industry Authority	1	執行型	廃止
	Serious Organised Crime Agency	1	執行型	合併
Technical Advisory Board	1	諮問型	現状維持	
国防省	Advisory Committee on Conscientious Objectors	1	諮問型	現状維持
	Advisory Group on Military Medicine	1	諮問型	現状維持
	Armed Forces Pay Review Body	1	諮問型	現状維持
	Central Advisory Committee on Pensions and Compensation	1	諮問型	現状維持
	Defence Nuclear Safety Committee	1	諮問型	現状維持
	Defence Scientific Advisory Council	1	諮問型	現状維持
	Independent Monitoring Board for the Military Corrective Training Centre	1	その他	現状維持

第3章 イギリス

所管省	機関名	数	NDPB の種別	再編方針
	National Army Museum	1	執行型	現状維持
	National Employer Advisory Board	1	諮問型	現状維持
	National Museum of the Royal Navy	1	執行型	現状維持
	Nuclear Research Advisory Council	1	諮問型	現状維持
	Review Board for Government Contracts	1	諮問型	現状維持
	Royal Air Force Museum	1	執行型	現状維持
	Science Advisory Committee on the Medical Implications of Less-Lethal Weapons	1	諮問型	現状維持
	Veterans Advisory and Pensions Committees	13	諮問型	現状維持
	Administrative Justice and Tribunals Council	1	諮問型	廃止
	Advisory Committee on Justices of the Peace	47	諮問型	合併
	Advisory Council on National Records and Archives	1	諮問型	現状維持
	Advisory Panel on Public Sector Information	1	諮問型	現状維持
	Civil Justice Council	1	諮問型	現状維持
	Civil Procedure Rule Committee	1	諮問型	現状維持
	Courts Boards	19	諮問型	廃止
	Criminal Cases Review Commission	1	執行型	現状維持
	Criminal Injuries Compensation Authority	1	執行型	現状維持
	Criminal Procedure Rule Committee	1	諮問型	現状維持
	Crown Court Rule Committee	1	諮問型	廃止
	Family Justice Council	1	諮問型	現状維持
	Family Procedure Rule Committee	1	諮問型	現状維持
	Independent Advisory Panel on Deaths in Custody	1	諮問型	現状維持
	Independent Monitoring Boards of Prisons, Immigration Removal Centres and Short-Term Holding Rooms	144	その他	現状維持
	Information Commissioner's Office	1	執行型	現状維持
	Insolvency Rules Committee	1	諮問型	現状維持
	Judicial Appointments Commission	1	執行型	現状維持
	Law Commission of England and Wales	1	諮問型	現状維持
	Legal Services Board	1	執行型	現状維持
	Legal Services Commission	1	執行型	廃止
	Parole Board of England and Wales	1	執行型	現状維持
	Prison Services Pay Review Body	1	諮問型	現状維持
	Probation Trusts	35	執行型	現状維持
	Sentencing Council for England and Wales	1	諮問型	現状維持
	Tribunal Procedure Committee	1	諮問型	現状維持
	Victims' Advisory Panel	1	諮問型	検討中
	Youth Justice Board for England and Wales	1	執行型	現状維持
北アイルランド省	Boundary Commission for Northern Ireland	1	諮問型	-
	Northern Ireland Human Rights Commission	1	執行型	-
	Parades Commission for Northern Ireland	1	執行型	-
スコットランド省	Boundary Commission for Scotland	1	諮問型	-
	合計	560		

第3章 イギリス

(4) スポーツ政策に係わる国家行政組織改革

(ア) 1990年以降のスポーツ政策に係わる国家行政組織改革一覧

文化メディアスポーツ省（以下 DCMS）が公式資料のなかで設立日としている 1992 年 4 月 11 日は、1990 年に誕生したメージャー政権が発足後初めて内閣改造を実施し、国家遺産省（Department of National Heritage）が新設された日である⁶⁴。

国家遺産省は、1975 年以来環境省（Department of Environment）が所管していたスポーツ行政のほか、他の複数の省が所管していた文化、メディア関係行政事務を引継いだ⁶⁵。

その後 1997 年 5 月 1 日の総選挙でブレア党首率いる労働党が保守党を破って政権交代が行われ、5 月 22 日にブレア内閣が発足、7 月 22 日に国家遺産省を廃止して DCMS を新設、DCMS は国家遺産省の全業務を引継いだ⁶⁶。

2001 年の総選挙でブレア労働党は政権を維持し、政権発足後初の内閣改造を実施した際に大規模な省再編を実施したが、DCMS については内閣府からいくつかの業務を移管受けしたのみで大きな再編対象にはならず、現在に至る。

DCMS の組織の変遷を時系列に整理すると、次の表ようになる。

図表-3-13 文化メディアスポーツ省（DCMS）の組織再編

年月日	DCMS の組織の変遷
1992.4.11	国家遺産省（Department of National Heritage）を新設。 以下の省庁から行政事務を移管受。 ・環境省：文化遺産行政、スポーツカウンスル ・文化図書館局（Office of Arts and Libraries）：ミュージアム、ギャラリー、図書館、及びフィルム資産管理業務 ・貿易産業省：映画、美術品・骨董品・コレクターズアイテムの輸出免許事務 ・雇用省：観光行政 ・内務省：メディア所有規制、報道、スポーツ施設安全管理
1997.7.22	文化メディアスポーツ省を新設。 国家遺産省を廃止し、全業務を引継。 貿易産業省からメディア所有規制業務を移管受。
2001.6.1	内務省及び内閣府から以下の業務を移管受。 酒類販売・バー営業等許可、ビデオ倫理審査、ギャンブル、競馬、露天商免許、女王即位 50 周年記念事業、コモンウェルス競技大会

⁶⁴ Department for Culture, Media & Sport Resource Accounts 2000-01
<http://www.official-documents.gov.uk/document/hc0102/hc04/0469/0469.pdf>

⁶⁵ The Transfer of Functions (National Heritage) Order 1992
<http://www.legislation.gov.uk/uksi/1992/1311/introduction/made>

⁶⁶ DCMS が新設された日は 1997 年 7 月 22 日とされているが、設置にかかる枢密院勅令は 1997 年 8 月 22 日に施行されている。

The Transfer of Functions (National Heritage) Order 1992
<http://www.legislation.gov.uk/uksi/1992/1311/introduction/made>

(イ) 各改革の背景・目的・効果

イギリスにけるスポーツが国の所管事項として位置付けられたのは、1938年の体育レクリエーション法（Physical Recreation and Training Act 1938）の制定が最初である。同法は地方自治体や民間非営利団体がスポーツ施設を含むコミュニティーセンターを設置する際に政府補助金が支給されることを定めたものである。戦前における中央政府は、不況により職を持たない青少年層がファシスト思想や非行に走る懸念から、青少年の関心とエネルギーをスポーツに向けさせようとする政策をとっていた。娯楽を含むレジャー行政は元々地方自治体の所管であったことから、同法の制定によって政府が地方自治体に財政支援を行うことが明確化され、これにより地方自治体が地域スポーツ振興を担うこととなり、中央政府はそのスポンサーという位置づけとなった。地方自治体に財政支援を行うのは環境省であったため、当時のスポーツ担当省は環境省だったことになる。戦後に発足した労働党政権は社会福祉政策を拡充、芸術や地方農村部のレクリエーション振興にも力を注ぎ、1946年にはアーツカウンシルを、1949年にはナショナルパークスを設立し、環境省は主としてスポーツ行政と文化遺産行政を所管することとなった。このように戦前戦後のスポーツ行政は、スポーツの価値を問うものというよりもスポーツを通じた青少年の非行対策、雇用対策が主眼であり、その実施主体は国でなく地方自治体であった。

1964年に発足したウィルソン労働党政権は1965年に諮問機関としてウォルフデン委員会（The Wolfenden Committee）を設置、同委員会はスポーツの国際競争力が著しく低下している現状を指摘したうえで助言的スポーツカウンシル（Advisory Sports Council）の新設を政府に提言、1966年に政府によってスポーツカウンシルが設立された。その後1972年の政権交代でヒース保守党政権は、当カウンシルの位置づけを国王の勅許状（Royal Charter）に基づく“arm's length”に変更、カウンシル自身のスポーツ政策執行に関する判断が政治的影響を受けないよう、組織の独立性を高めることとした⁶⁷。

1974年には再びウィルソン労働党政権となり、1975年には環境省から「スポーツ及びレクリエーション白書」が発行された。この白書では政府によるスポーツ・レクリエーションの捉え方が「地域の日常におけるニーズを満たし... 社会サービスの基本的要素をなすものである」というように「地域」「社会」を意識したものとなっている。これには、前年の分権改革により1974年に地方自治体が大幅再編されて自治権限が強化されたこと、スポーツ施設を提供する公的主体としては地方自治体が中央政府を既に圧倒していたという事情があった⁶⁸。現在においてイギリスの地方の隅々まで草の根スポーツ活動が定着しているもっとも大きな理由は、戦前より戦後長い期間にわたって、国の財政支援を受けた地方自治体が青少年をターゲットとした施設整備とスポーツ振興を継続してきたからである。

⁶⁷ S-cool, The Sports Council

<http://www.s-cool.co.uk/gcse/pe/taking-part-in-sport/revise-it/senior-sport>

⁶⁸ Ian Henry (2001) "Political Ideology, Modernity and Sports Policy: A Comparative Analysis of Sports Policy in Britain and Japan" Hitotsubashi journal of social studies, 2001.12

<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/8293/1/HJsoc0330201610.pdf>

第3章 イギリス

スポーツ行政が環境省所管でなくなったのはようやく 1992 年になってからのことで、1992 年の総選挙で保守党が政権維持し、メージャー首相は第2次内閣発足にあわせて省再編を実施した際、保守党のマニフェストに掲げていた「放送、芸術、スポーツ、観光、国家遺産、映画産業にかかる行政に責任を負う大臣の下に新省を設立する」という公約どおり、国家遺産省を設立、環境省を廃止のうえ同省からスポーツカウンシルを含むスポーツ行政を移管した⁶⁹。

1997 年 5 月 1 日の総選挙で労働党が保守党を破り政権交代が行われた。同年 5 月 22 日ブレア労働党内閣発足後に省再編が実施され、国家遺産省が廃止されて文化メディアスポーツ省（以下 DCMS）に全業務が移管された。労働党の選挙マニフェストには省庁再編について一切触れられていなかったが⁷⁰、所管する行政分野はほぼそのままであったにもかかわらず敢えてこのような省名とした理由について、1997 年 7 月 15 日付のタイムズ紙は、DCMS の大臣に就任したスミスの弁として次のように説明している。

「国家遺産省という名称は不適切であり、実態は娯楽省（the Ministry of Fun）みたいなものだ。それに、国家遺産というネーミングは、過去にばかり目を向けている感じがする。我々は未来志向であるべきだ。これを文化とするならば、当然に芸術にまつわる事柄や知性の追求を想念させ、一部から文化とは関係ないと思われることや見向きもされないことに至るまで、寛容に包含する概念となる」⁷¹

その後 DCMS は、2001 年 6 月に内務省と内閣府から一部の業務を移管受したものの、2013 年 3 月現在、大きな組織変更は実施されていない。

参考までに、2010 年より実施されている公的機関改革におけるスポーツ関係機関の再編について、2013 年 3 月現在の状況を説明する。

DCMS は 2010 年 7 月 26 日、UK スポーツとスポーツイングランドの合併を検討することを表明した。UK スポーツは世界的トップアスリート支援、スポーツイングランドはイングランドの草の根スポーツ振興をそれぞれ目的とする執行機関であり、いずれも執行型 NDPB と位置づけられている。2011 年 3 月 10 日に会計検査院が DCMS の財務執行状況を見直した報告書の中にも、両者の合併は明記されている⁷²。

ところが DCMS が 2011 年 7 月 18 日に公表した 2010-11 年次報告書では、DCMS が所管する ALBs（Arms Length Bodies）の廃止、合併、組織変更については、2011-12 年度にかけて慎重に検討を実施している、とトーンダウンした。そして、歳出見直し期間中に 2014-15 会計年度において 24%の資源会計支出削減を行うことが決定し、DCMS の業務縮小が避けられないという状況の下で、関係機関の組織面の変更を急ぐことは本質的な組織

⁶⁹ 1992 Conservative Party General Election Manifesto, The Best Future for Britain

<http://www.conservativemanifesto.com/1992/1992-conservative-manifesto.shtml>

⁷⁰ new Labour because Britain deserves better, Britain will be better with new Labour

<http://www.labour-party.org.uk/manifestos/1997/1997-labour-manifesto.shtml>

⁷¹ G.Torkildsen (2005) "Leisure and Recreation Management" Psychology Press, June 23, 2005 p.159

⁷² National Audit Office (2011) "Department for Culture, Media and Sport: Financial management" p.32

http://www.nao.org.uk/publications/1011/financial_management_in_dcms.aspx

の機能を縮小させるうえコスト縮減に繋がらず、本末転倒しかねない、と認識していることを示唆した⁷³。これは、建物のリース契約や職員の年金積立など、契約期間の途中で解約するとかえってコスト高になるケースが、再編の検討を進めるうちに次第に明らかにされたことによる。

2012年11月27日、ガーディアン紙は「UKスポーツとスポーツイングランドの合併構想はご破算になった」と報じた。本来であれば2012年夏のロンドン五輪終了後に両者の合併構想についてコンサルテーションが実施される予定であった。しかし、ロンドン大会においてチームGBの獲得メダル数が3位となる快挙を成し遂げ、厳しい財政難の下、大幅に削減されると誰もが疑わなかったUKスポーツに対する財政支援がキャメロン首相のトップダウンによって2016年リオ五輪まで維持されることとなるなど、エリートスポーツに向けた風向きが変化したこともあり、コンサルテーションは秋になっても開始されなかった。ガーディアン紙は公的機関改革を推進する内閣府に対し、両者の合併構想について再考を促す書簡を送るなどして働きかけを行っており、その過程で内閣府の官僚から記者が得た感触が報じられたものであった⁷⁴。

その後、2013年1月23日になって、ロバートソンスポーツ大臣は正式に、UKスポーツとスポーツイングランドの合併は撤回されるであろう、と表明した。これは、両者のチェアマンが任期満了をもって退任するにあたり、それぞれ新しいチェアマンを募集するという記者発表の中で大臣が言明したものである。そして、両者は2つに分けたままで存続させる方向であるが、本部の所在地については2014年の建物リース契約が終了後にロンドン中心部から郊外のオリンピックパークに移転する計画をしており、今後両者がより緊密に連携し、バックオフィス業務を共通化すること等によってコスト削減を図っていく、としている⁷⁵。

⁷³ DCMS Annual Report and Accounts 2010-11, p.62

<https://www.gov.uk/government/publications/dcms-annual-report-and-accounts-2010-11>

⁷⁴ The Guardian, Merger of UK Sport and grassroots quango Sport England to be scrapped
<http://www.guardian.co.uk/sport/2012/nov/27/merger-uk-sport-england-scrapped/print>

⁷⁵ Government to recruit new Chairs for UK Sport and Sport England

<https://www.uk-sport.gov.uk/news/government-to-recruit-new-chairs-for-uk-sport-and-sport-england-230113>

第3章 イギリス

2. スポーツ政策に係わる行政組織

(1) スポーツ担当省

(ア) 体制

イギリスにおけるスポーツ担当省は、文化メディアスポーツ省（The Department for Culture, Media & Sport；以下 DCMS）である。

2013年3月現在、DCMSの政府構成員は省大臣1人、スポーツ・観光閣外大臣1人、政務官3人の合計5人である。

また、スポーツを担当する政府構成員は省大臣とスポーツ・観光閣外大臣の2人である。

また、統計局の統計資料によれば、DCMSの事務次官以下の官僚グループは、次のように示されている。

図表-3-14 文化メディアスポーツ省（DCMS）職員数の推移（単位：人）⁷⁶

	上級 公務員	一般公務員				合計
		管理職		事務職		
		グレード6 及び7	上席及び 上級執行官	事務執行官	行政事務官	
2007年9月30日	30	110	180	100	80	500
2008年3月31日	30	110	170	110	50	470
2009年3月31日	40	130	170	90	30	470
2010年3月31日	50	140	170	100	30	500
2011年3月31日	50	130	160	90	30	440
2012年3月31日	40	150	170	70	20	460

統計局のデータは10人単位の概数で報告されるため、DCMSが個別に公表している透明性データ（Transparency Data）上の人数とは合計が合わない⁷⁷。

2012年3月時点の透明性データによれば、DCMSの上級職員合計数は43人、一般公務員数は436人、合計479人である。これらのうち、スポーツ行政を担当する職員は、事務次官以下の上級公務員24人、一般公務員126人、合計150人である。

但し、この合計150人には、DCMS全体の人事（Human Resources）、財務担当（Finance）などの官房職員に相当する者や、省内のニーズに応じて機動的に担当職務が変えられる臨機応変（Departmental Flexible Pool）ユニットに属する職員はカウントしていない。また、ロンドン五輪大会に向けた特別編成であることに留意する必要がある。

⁷⁶ The National Archives, Civil Service Statistic 2008 (Table 18), 2009-2010 (Table 20)
<http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20110426084705/http://www.civilservice.gov.uk/about/resources/stats-archive/archived-reports.aspx>

Office for National Statistics, Civil Service Statistic 2011 (Table 20)
<http://www.ons.gov.uk/ons/datasets-and-tables/index.html>

⁷⁷ 透明性データは上級公務員、一般公務員別に、資格（Grade）、役職名（Job Title）、Unit（ユニット）、Professional/ Occupation（専門/ 担当）のほか、担当職務の概要、支給される給与の幅等について公開されているものであり、公開されている最新版は2011年3月のものである

DCMS Transparency data, disclosure of senior and junior salaries and production of organograms – march 2012
<https://www.transparency.culture.gov.uk/2012/06/26/dcms-disclosure-of-senior-and-junior-salaries-and-production-of-organograms-march-2012/>

図表-3-15 DCMS 所属の公務員 資格降順（2012年3月、単位：人）

ユニット	役職名	資格	人数	スポーツ 担当
事務次官	Permanent Secretary	SCS4	1	○
理事 Executive Board	次官補 Director General, Government Olympic Executive	SCS3	1	○
	局長 Director	SCS2	1	
	局長 Director	SCS2	1	
	局長 Director, Legacy	SCS2	1	○
	局長 Director	SCS2	1	
	局長 Director	SCS2	1	
五輪専担 Government Olympic Executive	五輪事務局長 Director of Operations	SCS2	1	○
	五輪財務局長 Government Olympic Executive Finance Director	SCS2	1	○
	五輪運営局長 Director, Integration and Readiness	SCS2	1	○
	五輪調整局長 Director, Government Olympics Communication	SCS2	1	○
	Head of Operations	SCS1	1	○
	Head of Projects	SCS1	1	○
	Head of UK Olympic Legacy	SCS1	1	○
	Head of Safety and Security	SCS1	1	○
	Head of Government Services	SCS1	1	○
	GOE Head of Finance and LOCOG	SCS1	1	○
	Head of Risk Management	SCS1	1	○
	Performance Manager	SCS1	1	○
	Head of Secondment Programmes	SCS1	1	○
	Head of London and UK Wide Operations	SCS1	1	○
	Head of Games Readiness	SCS1	1	○
	Head of Supply Chain Management	SCS1	1	○
	Deputy Director, Government Operations (LOCOG and Cross-cutting Workforce)	SCS1	1	○
	Head of Programme Office	SCS1	1	○
	Head of Olympic and Strategic Communications	SCS1	1	○
	Head of Communications	SCS1	1	○
上級リーダー Senior Leadership Team	Head of Ministerial Support	SCS1	1	
	Head of News and Communications	SCS1	1	
	Head of Heritage	SCS1	1	
	Head of Arts and Creative Industries	SCS1	1	
	Head of Tourism	SCS1	1	
	Head of Sport	SCS1	1	○
	Head of Finance	SCS1	1	
	Head of Government Art Collection	SCS1	1	
	Head of Human Resources	SCS1	1	
	Head of Spectrum, Broadband and International ICT	SCS1	1	
	Chief Executive of Broadband Delivery	SCS1	1	
	Head of Media	SCS1	1	
	Head of Policy Delivery & Resources	SCS1	1	
	Head of Major Projects	SCS1	1	
	Head of Major Projects	SCS1	1	
Head of Research	SCS1	1		
上級公務員計			43	24
臨機応変	Senior Project Manager	A(U)	14	
五輪専担	Senior Operational Manager	A(U)	18	○
財務担当	Senior Finance Manager	A(U)	4	
人事	Senior HR Manager	A(U)	1	
臨機応変	Senior Project Manager	A	76	
五輪専担	Senior Operational Manager	A	47	○
財務担当	Senior Finance Manager	A	3	
人事	Senior HR Manager	A	2	

第3章 イギリス

ユニット	役職名	資格	人数	スポーツ担当
アート担当	Senior Policy Adviser	A	1	
臨機応変	Project Manager	B	100	
五輪専担	Operational Manager	B	47	○
財務担当	Finance Officer	B	14	
人事	HR Officer	B	4	
アート担当	Senior Policy Adviser	B	5	
臨機応変	Project Manager	HEOD	3	
五輪専担	Operational Manager	HEOD	6	○
人事	HR Officer	HEOD	1	
臨機応変	Project Support Officer	C	41	
五輪専担	Operations Support Officer	C	8	○
財務担当	Finance Support Officer	C	8	
人事	HR Support Officer	C	5	
アート担当	Policy Adviser	C	7	
臨機応変	Project Support Officer	D	18	
財務担当	Finance Support Officer	D	1	
人事	HR Support Officer	D	2	
一般公務員計			436	126
DCMS 職員数合計			479	150

図表-3-16 DCMS 所属の公務員 役職・資格等による職員数の分布（2012年3月）

種別	役職名		資格	給与バンド	DCMS 職員数	うちスポーツ担当職員数	
上級 公務員	事務次官	Permanent Secretary	SCS4		1	1	
	次官補	Derector General	SCS3		1	1	
	局長	Director	SCS2		9	5	
	課長	Head	SCS1		32	17	
一般 公務員	管理職	上席執行官	Senior Manager	A(U)	6	37	18
			Manager, Officer	A	7	129	47
	上級執行官	Support Officer	Manager, Officer	B	8	170	47
			Support Officer	HEOD	9A	10	6
	事務職	行政事務官	Support Officer	C	9B	69	8
			Support Officer	D	10	21	-
DCMS 職員数合計					479	150	

2010年4月、DCMSの前大臣であったジェレミー・ハントは、2014年までに同省の省費を50%削減するため、2013年4月までにDCMS全体で約80人の人員を削減する方針を表明していた。

2012年9月20日、DCMSはスティーブンス事務次官名でDCMSの全職員に対して書簡を送り、2010年より実施している2種類の早期退職勧奨制度のみではもはや50%の削減の達成は困難な状況にあることを踏まえ、すべての職員が例外なく人員削減のリスクにかけられていることを認識するよう通知している⁷⁸。

⁷⁸ The Guardians, Civil servants behind Olympics are warned of redundancy- Union condemns cuts as Department for Culture, Media and Sport plans to axe 80 jobs by April, Friday 21 September 2012 <http://www.guardian.co.uk/politics/2012/sep/21/dcms-job-cuts-olympics>

(イ) 設置根拠

文化メディアスポーツ省 (DCMS) の設置根拠は、省の再編が実施されて後に議会の承認を得た枢密院勅令が、これに相当する。

ロンドン五輪の開催を前にした 2010 年 6 月、DCMS の大臣はその呼称を文化オリンピックメディアスポーツ大臣に変更していたが、それについても枢密院勅令が議会承認にかけられている。これは、イギリスにおける省の機能が大臣に代表されていることを端的に示すものとも解釈できる。

図表-3-17 DCMS の設置・再編にかかる枢密院勅令 (Order in Council)

枢密院勅令の 議会承認日	施行日	枢密院勅令のタイトル	内容
1992.6.12	1992.7.3	The Transfer of Functions(National Heritage) Order 1992 ⁷⁹	スポーツカウンシルに関連する機能の移転 第 8 条 1972 年 2 月 4 日付け勅許状に基づく環境大臣のスポーツカウンシルにかかる機能をここに国家遺産大臣に移転する。
1997.8.1	1997.8.22	The Secretary of State for Culture, Media and Sport Order 1997 ⁸⁰	国家遺産大臣のタイトルの変更 第 2 条 1 項 国家遺産大臣は文化メディアスポーツ大臣として知られることとなる。
2010.6.16	2010.7.7	The Secretary of State for Culture, Olympics, Media and Sport Order 2010 ⁸¹	文化オリンピックメディアスポーツ大臣の設置 第 3 条 1 項 この勅令が効力を発生して名付けられる者こそ、文化オリンピックメディアスポーツ大臣及びその継承者たる者である。
2012.10.24	2012.11.14	The Transfer of Functions (Secretary of State for Culture, Media and Sport) Order 2012 ⁸²	機能の変更 第 3 条 文化オリンピックメディアスポーツ大臣の機能は、文化メディアスポーツ大臣に移転した。

(ウ) 財源

文化メディアスポーツ省 (DCMS) の総管理歳出 (TME: Total Managed Expenditure) に対する財源は、議会の承認を得て、我が国の一般会計に相当する統合国库資金 (Consolidated Fund) から資金配分される。

また、DCMS が補助金交付の対象としているスポーツ関係機関のうち、UK スポーツとスポーツイングランドについては、DCMS からの補助金 (Grant-in-aid)、及び国営宝くじ配分基金 (NLDF: National Lottery Distribution Fund) からの分配金 (share) の 2 つを主たる財源としている。

国営宝くじ配分基金は、文化メディアスポーツ大臣の監督下にあり、国営宝くじ法 (the National Lottery etc. Act) に基づいて運営される⁸³。基金の分配金にかかる配分対象及び配

⁷⁹ <http://www.legislation.gov.uk/uksi/1992/1311/contents/made>

⁸⁰ <http://www.legislation.gov.uk/uksi/1997/1744/made>

⁸¹ <http://www.legislation.gov.uk/uksi/2010/1551/made>

⁸² <http://www.legislation.gov.uk/uksi/2012/2590/article/2/made>

⁸³ 1994 年に開始され現在に至るまで、国営宝くじの販売及び払い戻しにかかる業務は民間企業のキャメロット (Camelot Group plc) が請け負っており、規制機関である国営宝くじ委員会 (NLC: National Lottery Commission) が同社に免許を付与している。販売総額の 50% は払戻金に、28% は社会貢献分 (Good Causes) として国営宝くじ配分基金に、12% は財務省に、5%~6% は小売業者に支払うコミッションに、4.5% が業

第3章 イギリス

分割率は時の政策判断により見直しが行われ、見直しにあたっては DCMS が影響を受ける関係各機関に対してコンサルテーションを実施し、見直し方針が定まると政令（Lottery Shares Order）により決定される。

現在、スポーツ関係に対する基金配分割率は 20%であり、各分権政府のスポーツカウンスル4つに UK スポーツを加えた5機関に対してこの 20%が再配分される。スポーツカウンスルの再配分割合には人口分布が考慮されている。また、再配分された分配金収入は他の補助金等とは別に会計処理しなければならないことが国営宝くじ法に規定されている。

図表-3-18 国営宝くじ配分基金分配金の配分割れの推移⁸⁴

社会貢献分の配分対象\政令の期限	~1997 10.13	~1999 2.14	~1999 5.16	~2001 8.20	~2006 11.31	~2011 3.31	~2012 3.31	2012 4.1~
芸術	20.00%	16.70%	5.00%	16.70%	16.70%	16.70%	18.00%	20.00%
国家遺産	20.00%	16.70%	5.00%	16.70%	16.70%	16.70%	18.00%	20.00%
スポーツ	20.00%	16.70%	5.00%	16.70%	16.70%	16.70%	18.00%	20.00%
チャリティ	20.00%	16.70%	5.00%	16.70%	16.70%	—	—	—
千年祭プロジェクト	20.00%	20.00%	20.00%	20.00%	—	—	—	—
保健・教育・環境	—	13.30%	60.00%	13.30%	33.30%	—	—	—
チャリティ・保健・教育・環境	—	—	—	—	—	50.00%	46.00%	40.00%
スポーツ関係の再配分先								
・イングランド Sport England	16.66%	13.88%	4.17%	13.88%	12.60%	10.33%	11.20%	12.40%
・スコットランド sports scotland	1.78%	1.48%	0.45%	1.48%	1.35%	1.35%	N.A.	N.A.
・ウェールズ Sports Councils of Wales	1.00%	0.83%	0.25%	0.83%	0.75%	0.75%	N.A.	N.A.
・北アイルランド Sport Northern Ireland	0.56%	0.47%	0.14%	0.47%	0.43%	0.43%	N.A.	N.A.
・UK スポーツ UK Sport	—	—	—	—	1.53%	3.80%	4.10%	4.56%

(エ) 予算

図表-3-19 文化メディアスポーツ省のスポーツ行政予算推移（単位：千ポンド）

	2009-10	2010-11	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15
	実績	実績	実績	計画	計画	計画
DCMS のスポーツ行政歳出合計	475,460	554,153	1,241,026	1,499,451	306,499	91,910
資源会計予算	8,801	143,782	252,738	1,336,784	304,761	134,496
スポーツセクター支援	8,801	1,098	5,394	11,951	13,874	13,874
スポーツ団体補助金	151,945	148,362	136,077	154,772	120,187	121,087
オリンピック レガシープログラム	524	13,022	65,868	672,881	43,100	—
ロンドン2012	▲35,363	▲18,700	45,399	497,180	127,600	—
資本会計予算	349,553	410,371	988,288	162,667	1,738	26,129
スポーツセクター支援	—	—	3,000	—	—	—
スポーツ団体補助金	55,306	42,532	32,965	25,999	26,038	26,129
オリンピック レガシープログラム	▲644,240	▲654,845	35,143	—	—	—
ロンドン2012	938,487	1,022,684	917,180	136,668	▲24,300	▲69,900

※オリンピック関係の歳出額におけるマイナス表記は、大会開催収入の歳入への組入れを見込むもの

務運営コストに、0.3%~0.5%がキャメロットの利益に、それぞれ分けられる。販売総額は 2013 年 1 月までに約 930 億ポンド、国営宝くじ配分基金は約 290 億ポンドとなる。

⁸⁴ House of Commons, The National Lottery – The first 15 years, research paper 09/93 p.8 , Table 1
Distribution of NLDF funds to good causes (% of total) に情報加筆
<http://www.parliament.uk/briefing-papers/RP09-93>

図表-3-20 文化メディアスポーツ省の全体予算推移（単位：千ポンド）⁸⁵

	2009-10	2010-11	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15
	実績	実績	実績	計画	計画	計画
資源会計予算合計 Total Resource Budget (うち減価償却費)	5,560,799 (206,217)	5,886,747 (177,179)	5,480,559 (236,984)	9,495,163 (3,065,896)	5,826,327 (457,586)	5,608,588 (351,520)
資源会計歳出限度額合計 Total Resource DEL	1,503,101	1,515,913	1,546,753	2,637,533	1,499,065	1,283,973
ミュージアムセクター支援	4,170	3,831	13,336	17,895	20,571	21,120
ミュージアム団体補助金	357,425	361,853	306,816	374,636	399,996	384,924
ライブラリ団体補助金	103,587	106,243	113,172	117,535	116,456	116,227
ミュージアム・ライブラリ・アーカイブ関係カウンシル	58,376	64,474	43,741	—	332	124
アーツセクター支援	▲3,821	▲1,737	2,373	▲48,089	▲62,552	▲57,492
アーツ・文化団体補助金	420,612	420,204	380,835	453,965	474,478	446,883
スポーツセクター支援	8,801	1,098	5,394	11,951	13,874	13,874
スポーツ団体補助金	151,945	148,362	136,077	154,772	120,187	121,087
典礼費及び文化遺産セクター支援	18,155	22,200	13,946	15,081	15,556	16,103
歴史遺産団体補助金	151,825	144,270	130,737	103,639	103,988	100,621
王室庭園管理局	18,487	15,759	17,162	18,019	15,802	15,256
ツーリズムセクター支援	127	2,362	16	—	—	—
ツーリズム団体補助金	50,450	39,479	45,494	44,354	31,668	29,316
放送・メディアセクター支援	2,624	1,561	3,370	17,077	4,410	4,220
放送・メディア団体補助金	136,260	138,139	157,166	118,162	35,543	35,393
省費・調査費	56,448	53,406	58,429	66,589	36,110	34,268
ギャンブルセクター支援	▲3,732	▲4,020	2,700	▲4,035	—	—
国営宝くじ委員会補助金	4,974	4,917	4,974	4,762	771	815
ギャンブル委員会	827	▲810	▲252	1,159	1,175	1,234
オリンピック レガシープログラム	524	13,022	65,868	672,881	43,100	—
ロンドン2012	▲35,363	▲18,700	45,399	497,180	127,600	—
資源会計年度管理歳出額合計 Total Resource AME	4,057,698	4,370,834	3,933,806	6,857,630	4,327,262	4,324,615
BBC	3,020,000	3,121,360	2,966,507	3,413,325	3,395,178	3,392,531
既存事業に対する新規・調整費用	39,530	305,480	▲100,249	2,303,100	—	—
事業の廃止費用	▲2,646	▲6,041	▲6,885	—	—	—
国営宝くじ補助金	1,000,814	994,845	1,104,968	1,141,205	932,084	932,084
その他	—	▲44,810	▲30,535	—	—	—
資本金会計予算合計 Total Capital Budget	1,393,235	1,298,643	1,808,767	1,304,566	1,078,824	861,448
資本金会計歳出限度額合計 Total Capital DEL	518,703	579,633	1,256,839	538,371	405,208	148,532
ミュージアムセクター支援	3,904	4,390	6,050	2,550	550	2,550
ミュージアム団体補助金	60,564	52,228	154,781	78,375	63,566	47,838
ライブラリ団体補助金	30,634	26,543	13,603	15,797	3,189	3,331
ミュージアム・ライブラリ・アーカイブ関係カウンシル	120	—	—	—	—	—
アーツセクター支援	314	256	100	109	114	119
アーツ・文化団体補助金	32,051	35,931	12,778	12,848	12,679	12,516
スポーツセクター支援	—	—	3,000	—	—	—
スポーツ団体補助金	55,306	42,532	32,965	25,999	26,038	26,129
典礼費及び歴史遺産セクター支援	550	2,400	3,797	1,329	1,364	1,400
歴史遺産団体補助金	28,172	31,379	22,066	20,044	20,440	16,894
王室庭園管理局	2,076	2,785	1,574	819	857	895
ツーリズム団体補助金	304	130	191	192	192	192
放送・メディアセクター支援	211	157	108	124,191	245,124	95,129

⁸⁵ DCMS Annual Report and Accounts 2011-12, pp.24-27 Table 1- Public Spending のデータを使用し、簡略化、並べ替えを行ったもの

<https://www.gov.uk/government/publications/dcms-annual-report-and-accounts-2011-12>

第3章 イギリス

		2009-10	2010-11	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15
		実績	実績	実績	計画	計画	計画
	放送・メディア関係団体補助金	7,265	11,420	52,368	118,286	54,231	10,275
	省費・調査費	2,350	1,381	897	1,164	1,164	1,164
	競馬・ギャンブルセクター支援	—	—	—	▲60	—	—
	国営宝くじ委員会補助金	36	45	4	60	—	—
	ギャンブル委員会	599	217	234	—	—	—
	オリンピック レガシープログラム	▲644,240	▲654,845	35,143	—	—	—
	ロンドン2012	938,487	1,022,684	917,180	136,668	▲24,300	-69,900
	資本金計年度管理歳出額合計 Total Capital AME	874,532	719,010	551,928	766,195	673,616	712,916
	BBC	123,000	121,600	172,012	54,400	176,700	145,500
	国営宝くじ補助金	751,632	597,410	379,916	711,795	496,916	567,916
省歳出額合計 Total departmental spending	6,747,817	7,008,211	7,052,342	7,733,833	6,447,565	6,118,516	
省庁別歳出限度額合計 Total DEL	1,908,587	1,987,952	2,700,349	2,540,304	1,608,973	1,257,005	
年度管理歳出額合計 Total AME	4,839,230	5,020,259	4,351,993	5,193,529	4,838,592	4,861,511	

※省歳出合計は資源会計と資本金計の予算合計から減価償却費を除いた金額。

※実績額は会計方針の変更や政府機能の変更等の理由により財務省の方針に従って修正されている。

※本省の当初歳出見積りに対して本省以外の財源から予算手当がなされることとなった場合等は、当該費目に対してマイナス調整される。例えば、アーツセクター支援は DCMS の歳出費目であるが、教育省によるイングランドアーツカウンシル向け財政支援プログラム実施の決定を受けて、DCMS の歳出限度額合計はそのままで、アーツセクター支援の費目においてマイナス調整がなされている。

※各別の合計は必ずしもデータの和と一致しないものがあるが、出典の予算資料のまま掲載した。

(オ) 統括団体等、スポーツ団体との関係

文化メディアスポーツ省（DCMS）が所管するスポーツ関係の公的機関には、スポーツイングランド、UK スポーツ、UK アンチドーピング、スポーツ競技場安全機関の4つがあり、これらはいずれも執行型 NDPB である。

イギリスの競技統括団体は、NGB（National Governing Bodies）と呼ばれている。NGB の認定と管理は UK スポーツとスポーツイングランドとが実施しており、DCMS は NGB の運営に直接関わることはない。DCMS は NGB 等に対するスポーツ団体補助金（Grant-in-Aid）を予算化し、財務省の認可を得て UK スポーツ及びスポーツイングランドに対し、年度毎に交付している。このスポーツ団体補助金は財務省の認可を得て初めて交付されるもので、NGB は UK スポーツ及びスポーツイングランドに補助金交付を陳情し、さらに UK スポーツ及びスポーツイングランドは財務省に対して折衝を行うものであることから、財務大臣のお金（Exchequer's money）とも呼ばれている。

なお、イギリスにおける NGB は、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの各スポーツカウンシルが認定するが、UK スポーツが認定する NGB はイギリスを代表する NGB、スポーツカウンシルが認定する NGB は各国における代表としての NGB である。

図表-3-21 主要な競技における認定 NGB⁸⁶

競技\認定機関	UK スポーツ	スポーツ イングランド
アーチェリー	Grand National Archery Society	Grand National Archery Society
陸上競技	UK Athletics	England Athletics
バドミントン	なし	Badminton England
バスケットボール	British Basketball Federation	England Basketball
ボクシング	British Amateur Boxing Association	Amateur Boxing Association of England
カヌー	British Canoe Union	British Canoe Union
クリケット	なし	England and Wales Cricket Board
自転車	British Cycling	British Cycling
馬術	British Equestrian Federation	British Equestrian Federation
フェンシング	British Fencing Association	British Fencing Association
サッカー	なし	The Football Association
体操	British Gymnastics	British Gymnastics
ハンドボール	British Handball Association	British Handball Association
ホッケー	なし	England Hockey
柔道	British Judo Association	British Judo Association
近代五種	Pentathlon GB	Pentathlon GB
ボート	British Rowing	British Rowing
ラグビーリーグ	Rugby Football League	Rugby Football League
ラグビーユニオン	—	Rugby Football Union
セーリング	Royal Yachting Association	Royal Yachting Association
射撃	British Shooting	English Target Shooting Federation
水泳	British Swimming	Amateur Swimming Association
卓球	なし	English Table Tennis Association

※網掛け部分は UK スポーツ認定 NGB と同一、または UK スポーツ認定 NGB の各国支部組織として機能している NGB を表している。

⁸⁶ UK Sport “Sporting activities and Governing Bodies recognised by the Sports Councils” 2011.10
<http://www.uk sport.gov.uk/docLib/Publications/SportingActivitiesandGoverningBodiesrecognizedbytheSportsCouncils.pdf>

第3章 イギリス

(2) スポーツに関する独立行政法人等

文化メディアスポーツ省 (DCMS) が所管するスポーツ関係の公的機関には、スポーツイングランド、UK スポーツ、UK アンチドーピング、スポーツ競技場安全機関の4つがあり、これらはいずれも執行型 NDPB という位置づけである。

(ア) スポーツイングランド

スポーツイングランド (Sport England) は、イングランドにおいて国民スポーツの草の根 (grassroots) の振興を目的として、1996年9月19日に設立され、1997年1月1日付けで国王勅許状 (Royal Charter) を得て運営をスタートした。正式名称は、イングリッシュスポーツカウンシル (English Sport Council) であり、イギリスの4つの分権政府においてイングランドのスポーツカウンシルと位置づけられている。

スポーツイングランドは、DCMS を通じて議会に対する報告責任を負う。

①体制

スポーツイングランドは、2012年9月現在、7人の上級公務員と224人の一般公務員とで構成されている。トップはCEOで、本省の次官補級 (SCS3) が就任している。

スポーツイングランドの政策決定と運営の監視はスポーツイングランド理事会 (Sport England Board) が行っている。理事会は理事長 (Chairman) を筆頭に12人で構成され、DCMS の大臣が任命する。2百万ポンド以上の補助金交付を行う場合は理事会の承認を得る必要がある。

図表-3-22 スポーツイングランド所属の公務員 資格降順 (2012年9月)⁸⁷

ユニット	役職名	資格	人数
Senior Officers	Chief Executive	SCS3	1
	Executive Director Business Partnerships	SCS2	1
	Executive Director Community Sport	SCS2	1
	Chief Operating Officer	SCS2	1
	Executive Director Facilities & Planning	SCS2	1
	Executive Director National Governing Bodies and Sport	SCS2	1
	Executive Director National Governing Bodies and Sport	SCS2	1
Business Partnerships	Senior Operational Manager Communications	3	1
	Head of Brand Communications	4	1
	Senior Policy Advisor	4	1
	Client Manager	5	1
	Senior Communications Officer	5	1
	Policy Advisor	6	2
	Client Manager	6	1
	Programme Support Officer	6	1
	Communications Officer	6	1
	Programme Support Officer	7	1
	Communications Assistant	7	1
Chief	Operational Manager	4	1

⁸⁷ Sport England, Organisational structure and charts, 30 September 2012 data
http://www.sportengland.org/about_us/transparency_agenda.aspx

ユニット	役職名	資格	人数
Executive's Office	Project Manager	5	1
	Personal Assistant	6	1
	Receptionist	9	1
	Receptionist	9	1
Community Sport	Director Communities	3	1
	Senior Operational Manager	3	10
	Senior Operational Manager	3	1
	Operational Manager	4	15
	HRD Manager	5	2
	Senior Project Manager	5	4
	HRD Officer	6	1
	Project Support Officer	6	1
	Business Support Administrator	7	1
	HRD Officer	7	1
	Personal Assistant	7	1
	Support Officer	7	2
	Business Support Administrator	8	4
	Cleaner	10	0
Corporate Services	Principal Solicitor	3	1
	Senior Operational Manager Lottery and Grants	3	1
	Senior Operational Manager Research	3	1
	Head of Audit Risk and Governance	4	1
	Business Partner	4	1
	Head of Management Accounts	4	1
	Head of Financial Accounts	4	1
	ICT Manager	4	1
	Head of ICT	4	1
	Solicitor	4	1
	Head of Grants Management	4	2
	Operational Manager Research	4	1
	Finance Manager	5	1
	Senior Management Accountant	5	1
	Senior Financial Accountant	5	1
	ICT Manager	5	2
	Company Secretary	5	1
	Procurement Manager	5	1
	Senior Grants Manager	5	9
	Senior Research Manager	5	2
	Financial Accountant	6	1
	Management Accountant	6	1
	ICT Support	6	1
	Records Manager	6	1
	Information Governance Manager	6	1
	Grants Manager	6	13
	Research Manager	6	2
	Accounts Officer	7	1
	ICT Support	7	1
	Legal Officer	7	2
	Grants Officer	7	12
	Accounts Officer	8	2
	Personal Assistant	8	1
Business Support Administrator	8	2	
Grants Officer	8	1	
Grants Officer	9	2	
Facilities and Planning	Senior Operational Manager Facilities and Planning	3	4
	Operational Manager Capital Projects	4	4
	Operational Manager Facilities and Planning	4	18
	Facilities Manager	5	1

第3章 イギリス

ユニット	役職名	資格	人数
	Planning Manager	5	16
	Project Manager	5	1
	Planner	6	2
	Project Manager	6	1
	Assistant Planner	7	1
	Business Support Administrator	7	1
	Personal Assistant	7	1
	Planning Administrator	7	1
	Project Assistant	7	1
	Business Support Administrator	8	2
	Planning Administrator	8	1
National Governing Bodies and Sports	Senior Operational Manager National Governing Bodies and Sports	3	3
	Senior Operational Manager National Governing Bodies and Sports	3	4
	Operational Manager	4	8
	Operations Officer	4	1
	Operational Manager National Governing Bodies and Sports	4	9
	Operations Officer	4	1
	Operations Officer	5	3
	Data Analyst	5	1
	Operations Officer	5	1
	Data Analyst	6	2
	Personal Assistant	7	1
Business Support Administrator	8	1	
合計			231

②権限の根拠

スポーツイングランドの法人格は、国王勅許状（Royal Charter）によって付与された勅許団体である。

1997年1月1日の国王勅許状第3条1項には、スポーツイングランドの権限について、「DCMSの大臣の下、UKスポーツ及び他のスポーツカウンシルと連携しながら、スポーツに関する統括団体や代表団体に対して助言を行う（consult）ことができる」と規定されている⁸⁸

③財源

スポーツイングランドは2つの財源から運営を賄っている。ひとつは財務省からDCMSを通じて年度毎に交付される補助金（grant-in-aid）であり、もうひとつは国営宝くじ配分基金から受け取る分配金である。スポーツイングランドは国営宝くじ法に基づき、同団体に分配された社会貢献分（Good Causes）について、スポーツ団体等に対し再配分する機関に指定されている。2012年4月1日以降、社会貢献分の配分割合は政令（Lottery Shares Order）により12.40%となっている。

2012-13年度の財務省補助金の交付額は97.5百万ポンド、宝くじ分配金は163.5百万ポンドであった。スポーツイングランドの会計はこれら2つの財源別に管理されている。

⁸⁸ Royal Charter – Sport England
http://www.sportengland.org/about_us/publication_scheme/idoc.ashx?docid=3bab5b26-6adf-4774-be8a-298c32681b7a&version=-1

図表-3-23 スポーツイングランドの財源（単位：千ポンド）

財源	2011-12	2012-13
補助金（Grant-in-Aid）受給	121,389	97,571
国営宝くじ分配金受給	134,430	163,575

④ 予算⁸⁹

図表-3-24 スポーツイングランドの予算（単位：千ポンド）

予算	2011-12	2012-13
支出	124,702	103,585
人件費	8,595	8,770
補助金再配分	98,116	82,019
スポーツデベロップメント	4,363	3,755
運営コスト	5,170	4,947
その他（職員年金負担額等）	8,458	4,094
収入	2,607	9,599
その他運営収入	1,840	1,365
DCMS スクールゲームズ補助金	0	3,910
国営宝くじ分配金ファンド	767	4,054
その他	0	270
ネット支出	122,095	93,986
調整額	▲1,418	+6,755
総支出	120,677	100,741

図表-3-25 スポーツイングランドの会計別補助金再配分状況（単位：百万ポンド）

補助金 Grant-in-Aid Funding 会計再配分			国営宝くじ Lottery Grant Commitments 会計再配分		
再配分先	2011-12	2012-13	再配分先	2010-11	2011-12
NGB Funding	49.6	42.3	NGB Funding	4.4	4.4
Football Foundation	12.0	10.0	National Sport Centres	0.8	4.3
Five Hour Offer	14.6	-	Places People Play	6.7	76.0
School Games	-	10.2	Local Provision	43.4	30.2
National Partners	9.5	8.2	School Games	1.2	12.9
Sports Match	2.0	2.6	Olympic Venues	10.5	34.0
Other Grants	10.4	8.7	Other Programmes	1.8	1.9
			Decommitments	-1.8	-0.2
合計	98.1	82.0	合計	67.0	163.5

上の表からもわかるように、スポーツイングランドが DCMS から受け取る補助金は、当年度に再配分の確約（Commitment）金額が翌年度に交付される。また、国営宝くじ配分基金から受け取る分配金は当年度のくじ販売額が確定してのちに社会貢献分の 12.40%の受取が見込めるため、やはり交付を確約して翌年度に交付される。いずれの会計も発生主義にて処理され、キャッシュフローベースで支出されるため、このような仕組みとなっている。

⁸⁹ Sport England Annual Report and Financial Statements 2011-2012
http://www.sportengland.org/about_us/annual_report_2008-2009.aspx
http://www.sportengland.org/about_us/i/doc.ashx?docid=b79e9d8e-62f2-40a0-a9d0-57b9b60e536d&version=1

第3章 イギリス

(イ) UK スポーツ

UK スポーツ (UK Sport) は、連合王国全体のエリート選手育成とした活動を行うほか、オリンピックなどの国際大会において連合王国を代表する競技統括団体 (NGB: National Governing Bodies) を認定し、補助金の交付を行うことを主たる業務としている。

1996年9月19日に国王の勅許状を得て1997年1月1日より業務を開始している。UK スポーツの前身は1972年に創設されたイングランドスポーツカウンシルである。

UK スポーツは、DCMS を通じて議会に対する報告責任を負う。

①体制

UK スポーツは、2012年9月現在、7人の上級公務員と97人の一般公務員の合計104人で構成されている。トップはCEOで、本省の局長級 (SCS2) が就任している。

UK スポーツの運営はUK スポーツ理事会が監視している。理事会は理事長 (Chairman) を筆頭に10人で構成され、DCMS の大臣が任命する。任期は理事長が4年、理事が3年であり、再選も可能である。

図表-3-26 UK スポーツ所属の公務員 資格降順 (2012年9月)⁹⁰

ユニット	役職名	資格	人数
Senior Staff	Chief Executive Officer	SCS2	1
	Chief Operating Officer	SCS1	1
	Commercial and Communications Director	SCS1	1
	Finance & Investment Director	SCS1	1
	International Development Director	SCS1	1
	Major Events and International Relations Director	SCS1	1
	Performance Director	SCS1	1
CEO Office	Executive Assistant	3	1
	Senior Communications Manager	6	1
Commercial and Communications	Communications Manager	5	1
	Senior Commercial Manager	5	1
	Communications Manager	4	2
	Support Officer	3	1
	Communications Support Officer	3	2
	Press Officer	3	1
	Executive Assistant	3	1
	Senior Operational Manager	7	1
	Senior HR Manager	6	1
	Senior Policy Adviser	6	1
Corporate Development	Senior Operational Manager	6	1
	IT Manager	5	1
	Policy Adviser	5	4
	Legal Adviser	5	1
	Office Manager	4	1
	Programme Manager	4	1
	Policy Adviser	4	2
	Legal Support Officer	3	1
	IT Support Officer	3	1
	Operations Support Officer	3	1

⁹⁰ UK Sport Senior Salaries, Junior Salaries 30/09/12
<http://www.uk sport.gov.uk/pages/Organogram-and-senior-salaries>

ユニット	役職名	資格	人数
	HR Officer	3	2
	Executive Assistant	3	1
	Administrator/Assistant	2	0
	Policy Support Officer	2	1
	Receptionist	1	2
Finance and Investment	Senior Finance Manager	6	1
	Accountant	4	1
	Senior Investment Officer	4	2
	Finance Manager	4	1
	Investment Officer	3	4
	Finance Officer	3	1
	Accountant	3	1
	Executive Assistant	3	1
International Development	Finance Support Officer	2	1
	Senior International Adviser	6	2
	International Adviser	5	1
	Programme Manager	4	5
	Support Officer	3	2
Major Events and International Relations	Administrator/Assistant	2	1
	Senior Events Manager	7	1
	International Adviser	6	2
	Events Consultant	5	3
	Support Officer	3	2
	Executive Assistant	3	1
Performance	Administrator/Assistant	2	1
	Senior Operational Manager	7	4
	Technical Adviser	7	2
	Senior Project Manager	6	1
	Technical Adviser	6	7
	Performance Manager	5	4
	Performance Coordinator	4	3
	Executive Assistant	3	1
	Support Officer	3	2
	Administrator/Assistant	2	4
Administrator/Assistant	1	1	
合計			104

②権限の根拠

UK スポーツの法人格は、国王勅許状（Royal Charter）によって付与された勅許団体である。

1997年1月1日の国王の勅許状第2条には、UK スポーツの権限について、「我らが大英帝国のスポーツに関する将来的な利益のために結束的かつ協力的に戦略を策定すること（a項）」のように、a項からo項まで15の事業についてイングランドのみならずイギリス全体のスポーツ行政について中心的な活動を行う機関と位置づけられている⁹¹。

③財源

UK スポーツの財源は、スポーツイングランドと同じく DCMSからの補助金（Grant-in-aid）と国営宝くじ配分基金（National Lottery Distribution Fund）の2種類であり、これらは別会

⁹¹ Royal Charter – UK Sport
<http://www.uk sport.gov.uk/docLib/Publications/RoyalCharter.pdf>

第3章 イギリス

計で管理されている。UK スポーツは 2001 年 8 月 21 日に国営宝くじ法に基づいて、同団体に分配された社会貢献分（Good Causes）について、スポーツ団体等に対し再配分する機関に指定されている。それ以前はスポーツ分野の社会貢献分については4つのスポーツカウンシルが人口比に基づいて配分を受けていたため、UK スポーツが配分機関に加わったことで各スポーツカウンシルの配分割合が減ることになった。2001 年時点の UK スポーツの配分割合は 1.53%であったが、2010 年にはロンドン五輪大会に向けたトップレベルスポーツの財源確保のために 3.80%に引き上げられ、2012 年 4 月 1 日からは 4.10%となった。この間 DCMS は、利害関係者に対して根気強いコンサルテーションを実施している⁹²。2012 年 4 月 1 日以降、UK スポーツの社会貢献分の配分割合は政令（Lottery Shares Order）により 4.56%となっている。

2011-12 年度の財務省補助金の交付額は約 60 百万ポンド、宝くじ分配金は約 70 百万ポンドであった。

図表-3-27 UK スポーツの財源（単位：千ポンド）

収入	2010-11	2011-12
補助金（Grant-in-Aid）受給	55,363	60,651
国営宝くじ分配金受給	55,329	70,045

④ 予算⁹³

図表-3-28 UK スポーツの予算（単位：千ポンド）

支出	2010-11	2011-12
その他収入	4,986	4,489
支出	58,388	65,363
人件費	2,557	4,689
補助金再配分	55,831	60,674
調整額	▲2,674	+3,892
総支出	53,157	64,556

図表-3-29 UK スポーツの国営宝くじ配分基金会計からの分配金再交付状況
（単位：千ポンド）

再交付先	2010-11	2011-12
アスリート向け	11,155	11,981
競技統括団体向け	39,442	38,204
大会向け	3,653	2,924
合計	54,250	53,110

UK スポーツの予算執行は、DCMS からの補助金（Grant-in-Aid）の範囲内にて行われるが、競技統括団体等に対する交付は各団体のメダル獲得等実績に応じて分配されるため、

⁹² DCMS Response to the Lottery Shares Consultation 2010, 30 September 2010
<https://www.gov.uk/government/consultations/consultation-on-the-national-lottery-shares>

⁹³ UK Sport Annual Report and Accounts
<http://www.uk sport.gov.uk/publications>
<http://www.uk sport.gov.uk/publications/uk-sport-annual-report-2011-12>

確定するまでは実際の補助金再配分が実施されず、会計上は未収入金と未払金として取り扱われる。いっぽう、国営宝くじ配分基金からの分配金再交付は年度に受給した金額とほぼ同額の支給が確約され、翌年度までに再配分がキャッシュベースで実施される。

(ウ) UK アンチドーピング

UK アンチドーピング (UK Anti Doping) は、イギリスの国家アンチドーピング機関 (NADO : National Anti-Doping Organization) である。元は UK スポーツ付属の機関であったが、2007 年 11 月に WADA のコンサルテーションを経て DCMS がワーキンググループを設置のうえ NADO の新設について検討を重ね⁹⁴、2009 年 12 月に設立された。

①体制

図表-3-30 UK アンチドーピング所属の公務員 資格降順 (2011 年 9 月)⁹⁵

ユニット	役職名	資格	人数
Senior Staff	Chief Executive Officer	SCS1	1
	Director of Legal	SCS2	1
	Director of Business Support	SCS2	1
	Director of Communications and Education	SCS2	1
	Director of Operations	SCS2	1
Legal	N.A.	5	2
	N.A.	4	1
	N.A.	3	1
	N.A.	2	2
Business Support	N.A.	4	4
	N.A.	2	4
Communications and Education	N.A.	5	2
	N.A.	3	4
	N.A.	2	2
	N.A.	1	2
Operations	N.A.	5	3
	N.A.	4	2
	N.A.	3	10
	N.A.	2	3
	N.A.	1	2
合計			49

②権限の根拠

当初設置法による設立も検討されたものの、政府の判断で DCMS の権限において NDPB として設立することとなった。2012 年ロンドン五輪後に設置根拠を含めた法的枠組みづくりを進めるという前提で設置されている⁹⁶。

③財源

⁹⁴ UK-Anti-Doping Plans for new Anti-Doping Organisation confirmed, 04/02/2009

http://www.ukad.org.uk/news/article/plans_for_nado_confirmed

⁹⁵ UK Anti-Doping – Disclosure of Senior and Junior Salaries and Production of Organograms – September 2011

<http://www.transparency.culture.gov.uk/ukad>

⁹⁶ http://www.ialibrary.bis.gov.uk/uploaded/NADO_IA1.pdf

第3章 イギリス

UK アンチドーピングの財源は、全額 DCMS からの補助金により賄われている。

④ 予算⁹⁷

図表-3-31 UK アンチドーピングの予算（単位：千ポンド）

		2010-11	2011-12
支出	人件費	2,085	2,217
	事業費	4,999	5,081
	その他	255	245
	支出計	7,339	7,543
収入	テスト収入	719	898
	その他収入	23	57
	収入計	955	742
ネット支出		6,597	6,588
年金計理増減額		355	418
期間ネット支出合計		6,242	7,006
DCMS からの補助金 (Grant-in-Aid) ⁹⁸		6,344	6,498

(エ) スポーツ競技場安全機関

スポーツ競技場安全機関（SGSA：Sports Grounds Safety Authority、以下 SGSA）は公的機関改革により旧フットボールライセンス機関（FLA：Football Licensing Authority、以下 FLA）が 2011 年 11 月 1 日に再編されたことにより設立された⁹⁹。

SGSA は規制機関として、主に次の 2 つの任務を負う。

- 1) プレミアリーグ、フットボールリーグ、イングランド及びウェールズの国際フットボール場等競技施設について、地域の規制機関（Local Authorities）により「スポーツ競技場の安全に関する法律（the Safety of Sports Grounds Act 1975）の遵守状況をレビューし、クラブ運営者の安全管理が定められた基準に則って運営されることを確実にし、助言、支援を行うこと。
- 2) スポーツに関する安全管理にかかる方針の策定について中央政府、地方自治体、施設運営者等に対し助言を行い、専門的知見を海外に広めること。

① 体制

CEO を除くスタッフは全員が非公務員であるが、賃金、休暇、公務員年金等社会保障の要件は一般の国家公務員と同水準で取り扱われる。

⁹⁷ UKAD, Annual Report and Accounts 2011/2012, 04/07/2012 p.45

<http://www.ukad.org.uk/resources/document/annual-report-2011-2012>

⁹⁸ Revised DCMS Allocation Letters 2011-12 (issued February-March 2012)

<http://www.culture.gov.uk/publications/9020.aspx>

⁹⁹ SGSA, Our History <http://www.safetyatsportsgrounds.org.uk/about-us/our-history>

図表-3-32 スポーツ競技場安全機関所属の職員 資格降順

ユニット	役職名	資格	人数
Senior Staff	Chief Executive Officer	SCS1	1
Junior Staff	Inspectors	A	6
	Senior Executive Officer	B	2
	Executive Officer	C	4
	Finance Support Officer	D	1
合計			14

②権限の根拠

設置根拠は、2011年スポーツ競技場安全機関法（Sports Grounds Safety Authority Act 2011）である¹⁰⁰。

③財源（単位：千ポンド）

DCMSの補助金によって賄われる（設置法第1条第3項）

④予算¹⁰¹

図表-3-33 スポーツ競技場安全機関の予算（単位：千ポンド）

		2010-11	2011-12
支出	人件費	773	767
	減価償却費	12	9
	その他	311	284
	支出計	1,096	1,060
収入	活動収入	3	37
	販売収入	3	6
	収入計	6	43
ネット支出		1,090	1,017
DCMSからの補助金（Grant-in-Aid） ¹⁰²		N.A.	1,197

¹⁰⁰ Sports Grounds Safety Authority Act 2011
<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2011/6/contents/enacted>

¹⁰¹ SGSA, Annual Report and Accounts 2011/2012, Statement of Comprehensive Net Expenditure, For the year ended 31 March 2012
<http://www.official-documents.gov.uk/document/hc1213/hc02/0268/0268.pdf>

¹⁰² Revised DCMS Allocation Letters 2011-12 (issued February-March 2012)
<http://www.culture.gov.uk/publications/9020.aspx>

第3章 イギリス

(3) スポーツ担当省以外の省庁が所管する隣接分野

(ア) 障害者スポーツ

イギリスにおいて障害者スポーツを所管しているのは、文化メディアスポーツ省（以下 DCMS）である。しかしながら、組織上 DCMS に障害者スポーツの部署や担当が特に設けられているわけではなく、健常者スポーツと同じ担当が障害者スポーツ関係を取り扱っている。DCMS の過去の年次報告書を見ても、障害者スポーツに対する政策プログラムなどの取り組みの記載を見出すことはほとんどない。これは DCMS が障害者スポーツ振興に関心を示していないのではなく、障害者スポーツ関係に対して財政支援を行うのは UK スポーツやスポーツイングランドなどの執行機関が主体だからである。

UK スポーツは主としてトップレベル競技者の支援を実施するため、障害者スポーツの NGB に対して実績に応じた補助金配分を行う。スポーツイングランドはイングランドの障害者スポーツ団体等や地域の障害者向けスポーツ施設に対する補助金配分を行っている。

しかし、UK スポーツとスポーツイングランドはいずれも、会計上の支出項目に障害者スポーツのみに関する項目を設けていない。補助金配分はあくまでもすべての該当競技、該当施設が対象であり、補助金再交付の執行においても、これらスポーツカウンスルは障害者と健常者という分け隔ては行われていない。障害の種類や程度に応じたスポーツ関係の諸対策等を担うのは、さまざまな障害者スポーツ団体や GB パラリンピックスなどの民間の非営利団体であり、これら団体は申請ベースで DCMS からのプログラム補助金を受けることができ、UK スポーツやスポーツイングランドと連携をはかりつつ障害者スポーツを支えている。

(イ) 学校体育

イギリスにおいて学校体育（School Sport）における課目としての体育は PE（Physical Education）と呼ばれ、PE は教育省（DfE：Department for Education）の所管であり、その執行主体は地方自治体の教育関係機関である。しかしながら現在、保守党連立政権の下で実施されているスクールゲームズ（School Games）プログラムは、小学校を主たる対象とした課外活動による学童のスポーツ振興を図るもので、文化メディアスポーツ省がこれを所管している。

イギリス政府は近年、イングランドの学校体育政策について方針変更を行っている。2010年10月、連立政権は労働党政権時代に策定された「学校体育及びスポーツ戦略（Physical Education and Sport Strategy）」政策を廃止し、2011年3月をもって学校体育パートナーシップ（SSPs：School Sport Partnership）による教育関係機関に対する補助金交付を打ち切る方針を公表した。従来の戦略政策は子ども学校家庭省（DCSF、当時）と文化メディアスポーツ省（DCMS）が省庁横断的に実施していた官民あげての学校体育のレベルアップ対策を主眼とするもので、2003年から2008年までの計画期間中に総額15億ポンドの補助金予算が確保されていた。生徒が週に2時間の高度（high quality）な体育活動を実施でき

るよう、すべての小中学校に当政策に基づく体育活動責任者とコーディネーターを設置のうえ、地域スポーツクラブ等が連携パートナーとなって活動を推進することで国の補助金が受けられる仕組みとなっていた。この戦略は 2008 年以降も同じ形態で継続され、2008 年から 2011 年まで総額 775 百万ポンドの補助金が用意された。連立政権による同戦略政策と補助金打ち切りの方針に対しては批判がまきおこったため、政府は 2010 年 12 月に補助金交付を 2011 年 8 月まで継続することとし、2011 年 1 月に学習指導要領の見直し(National Curriculum Review)を開始して体育のプログラムも見直されることとなった。新しい学習指導要領は 2014 年 9 月から開始されることもあり、政府は新たな政策として DCMS による、国営宝くじ分配基金を財源とした計画期間5年の「オリンピック型」の学校向け体育振興プログラムを 2012 年 1 月からスタートすることとした。この政策プログラムが、現在実施されているスクールゲームズ (School Games) である¹⁰³。

スクールゲームズは5年間総額 10 億ポンドの青少年とコミュニティを対象とした戦略であり、スポーツイングランドが執行主体となり、競技統括団体 (NGBs) 及び主要競技の地域型スポーツクラブの協力により、小中学校のグラウンドが実施場所として展開されるプログラムである。たとえばサッカーは 2,000 以上、ラグビーユニオンは 1,300、クリケットは 1,250、ラグビーリーグとテニスは各 1,000 の地域クラブが地元の学校と連携し、専門技術をもった各競技のボランティア指導員が子どもの課外活動を支援する。プログラム開始当初は、学校という公共施設が実施場所であるため、地域住民もプログラムに参加することができるようにされている¹⁰⁴。

(ウ) スポーツ施設・公園整備

イギリスのスポーツ施設整備は歴史的にスポーツカウンスルが主体となって実施しており、現在の所管省庁は文化メディアスポーツ省である。

2011 年 7 月 17 日、ロバートソンスポーツ大臣 (当時) は、スポーツ施設整備目的の政策プログラム Places People Play において確保している国営宝くじ分配基金からの 135 百万ポンドを財源とし、新たに Inspired Facilities Program という 50 百万ポンドの補助金プログラムを実施する方針を公表した¹⁰⁵。

¹⁰³ House of Commons Library, School Sport, Standard Note: SN/SP/6052, 24 May 2012

¹⁰⁴ Jeremy Hunt sets out plans for School Games 2011.2

http://www.culture.gov.uk/news/news_stories/7821.aspx

Written Ministerial Statement: Youth Sport Strategy – Creating a Sporting Habit for Life

http://www.culture.gov.uk/news/ministers_speeches/8765.aspx

Refocusing sport in schools to build a lasting legacy of the 2012 Games

20 October 2010

<http://www.education.gov.uk/inthenews/inthenews/a0065473/refocusing-sport-in-schools-to-build-a-lasting-legacy-of-the-2012-games>

DCMS, School Games 2012/13, Statistical Release, December 2012

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/78297/Taking_Part_2012_13_Quarter_2_Report.pdf

¹⁰⁵ DCMS, £50m fund launched for sports facilities, 2011.7

http://www.culture.gov.uk/news/news_stories/8333.aspx

第3章 イギリス

これは、イングランドにおけるスポーツ施設の老朽化に伴い、草の根スポーツ振興の一環として申請ベースで整備資金の財政支援を行う補助金プログラムであり、ロンドン五輪大会のレガシー（記念）事業として位置付けられている。

（エ）高齢者の健康増進等国民の体力づくり

高齢者の健康増進等を目的とする施策には、現在該当するものが見当たらない。

ごく最近まで保健省等が中心となって公営プールの無料化が図られていたが、政権交代後に中止されている。経緯は次のようなものである。

2010年の政権交代まで政権を担っていた労働党政府は、幅広い年齢層の国民の健康対策として体力向上の振興に力を入れていた。例えば2008年に開始されたフリー・スイミング（Free Swimming）という高齢者を主対象に1,600か所の公営水泳プール使用料を無料にする政策には140百万ポンドが投じられ、開始初年度に18百万人が利用し、利用者の83%が60歳以上の高齢者であり、その他は16歳未満の子どもであった。このほかにも、Fit for the Futureという政策プログラムは16歳から22歳までの学校中退者に体育活動の機会を与えるために百万ポンドが、Walking Challengeという政策プログラムは学童の通学を徒歩で行うことを推奨するものとして7百万ポンドが用意され、2012年までに2百万人がスポーツ活動を活発に行うことを目指して保健省の他複数の省が連携のうえ実施主体のスポーツイングランドに財政支援を行う仕組みが構築された¹⁰⁶。

2010年の総選挙で、財政収支の悪化を顧みずに高福祉政策を続けてきた労働党を批判して政権を奪取した保守党連立政権は、DCMSを中心に他の省庁とも連携しながら労働党政権の体力づくり政策の見直しを実施¹⁰⁷、連立政権発足翌月の2010年6月、ロバートソンスポーツ大臣はフリー・スイミング政策の中止を発表している¹⁰⁸。

なお、保健省所管のNHSが主体となって2009年1月から実施しているChange 4 Lifeという官民あがりのキャンペーンでは、生活習慣改善の方策について日々果物を摂取することや、塩分を控えるなど6項目示しており、その6番目の項目にGet Going Every Day（毎日出歩こう）として大人は毎週150分、16歳未満の子どもは毎日60分のウォーキングを行うよう推奨している¹⁰⁹。

（オ）スポーツ産業の振興

文化メディアスポーツ省（DCMS）には、スポーツ産業を所管する局課や担当官は設置されていない。民間のスポーツ産業との接点があるスポーツ行政執行機関はスポーツイング

¹⁰⁶ Labour, Free Swimming for over-60s announced
http://www.labour.org.uk/free_swimming_for_over-60s

¹⁰⁷ DCMS savings announced, 06/10, 17 June 2010
http://www.culture.gov.uk/news/media_releases/7191.aspx

¹⁰⁸ The Guardian, End to free swimming for children and over-60s prompts poolside dismay, 18 June 2010
<http://www.guardian.co.uk/politics/2010/jun/18/end-free-swimming-children-over-60s>

¹⁰⁹ NHS Change 4 Life, Get going every day
<http://www.nhs.uk/change4life/pages/get-going-every-day.aspx>

ランドである¹¹⁰。スポーツ用品製造・販売企業の代表団体である FSPA (Federation of Sports and Play Associations) とスポーツイングランドはパートナーの関係にあり¹¹¹、定期的に勉強会を開催するなどして情報交換を行っている¹¹²。

¹¹⁰ Sports England, Industry insight for grassroots sport
http://www.sportengland.org/about_us/our_news/industry_insight_for_grassroot.aspx

¹¹¹ FSPA, Sport England confirm desire to partner with industry
<http://www.sportsandplay.com/sport-england-confirm-desire-to-partner-with-industry>

¹¹² FSPA, FSPA & Sport England Event – 21st May

第3章 イギリス

3. 参考文献

【日本語文献】

- WIP ジャパン (2012)「スポーツ政策調査研究 (ガバナンスに関する調査研究)」第2章 英国
- 人事院 (2012)「諸外国の国家公務員制度の概要」平成 24 年 10 月更新
- 大森明 (2012)「政府全体財務諸表の財政規律への活用可能性—イギリス、オーストラリア及びニュージーランドの取り組みから—」会計検査研究 No.45 2012.3
- 石見豊 (2012)「英国の分権改革とリージョナリズム」芦書房
- 人事院 (2011)「人事院・日本行政学会主催パネル・ディスカッション：ドイツ・イギリスにおける幹部公務員人事について」人事院月報 No.738 第 64 巻第 2 号
- 濱野雄太 (2011)「英国キャメロン連立内閣の政権運営」レファレンス 平成 23 年 12 月号 国立国会図書館調査及び立法考査局
- 小山貞夫 (2011)「英米法律語辞典」研究社
- 大森彌 (2011)「行政学叢書 官のシステム」東京大学出版会
- 那須典子 (2011)「米英仏における公務員の政治的行為の制限」参議院憲法審査会事務局「立法と調査」2011.7 No.318
- 坂本勝 (2011)「イギリスの公務員制度改革の動向」龍谷大学政策学論集 1(1)
- 原田光隆 (2011)「国の地方出先機関の見直しをめぐる議論」レファレンス 平成 23 年 11 月号
- 内閣府行政改革推進室 (2011)「(補足) 英国・公的機関改革の最近の動向」平成 23 年 9 月 21 日
- 内閣府行政改革推進室 (2011)「英国公的機関改革における組織の廃止について」2011.9.28
- 経済産業省 (2011)「英国その他諸外国における政府関係機関の制度のあり方に関する調査」
- 河島太郎 (2011)「イギリスの 2010 年憲法改革及び統治法 (1) —公務員」外国の立法 250
- 土岐寛他編 (2011)「現代行政のニュートレンド」北樹出版
- 稲田圭祐 (2010)「英国の複数年度予算～制度的変遷と現行制度の評価～」立法と調査 2010.6 No.315
- 高野敏樹 (2010)「イギリスにおける「憲法改革」と最高裁判所の創設—イギリスの憲法伝統とヨーロッパ法体系の相克—」上智短期大学紀要 (30)
- 稲継裕昭監訳 (2010)「イギリスの行政改革「現代化」する公務」ミネルヴァ書房
- 齋藤憲司 (2009)「英国における政権交代」レファレンス 2009.12
- 松浦茂 (2008)「イギリス及びフランスの予算・決算制度」レファレンス 平成 20 年 5 月号
- 武藤博己 (2008)「政官関係と公務員制度改革」自治総研究巻 361 号 2008 年 11 月号
- 廣瀬淳子 (2008)「ブラウン新政権の首相権限改革—イギリス憲法改革提案緑書の概要と大臣規範の改定」
- 総務省行政管理局 (2007)「諸外国における行政組織等の減量・効率化に係る諸改革及び経常的な改善取組の状況に関する調査研究」平成 19 年 3 月
- 総務省 (2007)「諸外国における独立行政法人制度に関する調査研究」
- 土岐寛他編 (2006)「比較行政制度論」法律文化社
- 兼村高文 (2006)「英国 (イングランド) の財政調整制度について」自治体国際化協会編 平成 18 年度『比較地方自治研究会調査研究』pp.203-229
- 明戸将 (2005)「英国の政治・行政制度と政治的任用者 (四)」自治研究第 81 巻第四號
- 小池治 (2005)「政府の近代化と省庁連携—英国・カナダ・日本の比較分析—」会計検査研究 第 31 号 2005.3
- 齋藤憲司 (2004)「英国の憲法改革の新段階—憲法問題省創設と大法官職廃止・議会の憲法委員会・憲法改革法案—」レファレンス 平成 16 年 11 月号
- 中村祐司 (2003)「スポーツ行政をめぐる政策ネットワークの研究」早稲田大学大学院政治学研究科博士論文 第 5 章 スポーツのサブ政策領域におけるネットワークの形成
- 沖部望 (2003)「英国における公務員を巡る議論と我が国への示唆」財団法人世界平和研究所
- 榊原秀訓 (2002)「現代イギリス法事典」戒能通厚編 新世社
- 岡本義朗 (2002)「独立行政法人における事後評価型業務運営の確立に向けて—英国、ニュージーランド、カナダの比較研究から得られる示唆—」会計検査研究(26) 2002.9
- 財務総合研究所 (2001)「民間の経営理念や手法を導入した予算財政のマネジメントの改革」

【英語文献】

- Simon Gardiner, et.al. (2012) "Sports Law" Routledge
- National Audit Office (2012) Reorganising central government bodies, 20 January 2012
- Sport England Annual Report and Financial Statements 2011-2012
- Colin Turpin et.al. (2011) "British Government and the Constitution: Text and Materials (Law in Context) seventh edition" Cambridge University Press

- Cabinet Office (2011) “Categories of Public Bodies, A Guide for Departments”
- National Audit Office (2011) “Department for Culture, Media and Sport: Financial management”
- National Audit Office (2010) “Reorganising central government” 18 March 2010
- Cabinet Office (2010) “Directory of Civil Service Guidance Volume 2: Collected Guidance”
- DCMS Annual Report and Accounts 2010-11, p.62
- Conservativehome leftwatch, Cameron's first Shadow Cabinet appointments showed confidence. Miliband's show fear. 2010.10.8
- Conservatives, Coalition Agreement published, May 12 2010
- National Audit Office, Reorganising central government, 18 March 2010
- Putting Frontline First : Smarter Government proposing rationalisation and reform of arm's length bodies
- HM Treasury, “Reforming Arm's-Length Bodies setting out new requirements governing the foundation, activities, transparency and management of arm's length”
- Cabinet Office, Draft Structural Reform Plan, June 2010
- Institute for Government, “Read before burning- How to increase the effectiveness and accountability of quangos” 15 July 2010
- Parliament, Written Ministerial Statements, 14 Oct 2010 : Column 25WS
- The National Archives (2008) Civil Service Statistic 2008
- G.Torkildsen (2005) “Leisure and Recreation Management” Psychology Press, June 23, 2005
- Public Bodies Reform – Proposals For Change, 14th December 2011
- Government response to the Public Administration Select Committee Report, “Smaller Government: Shrinking the Quango State”
- Press release, “Government to spend billions less through quangos” 16 March 2011
- Cabinet Office, Triennial review reports
- Parliament, Bill stages — Public Bodies Act 2010-12
- House of Commons Library, Standard Note: SN/PC/05609 “Quangos” 31 January 2011
- Department for Culture, Media & Sport Resource Accounts 2000–01
- The Transfer of Functions (National Heritage) Order 1992
- Ian Henry (2001) “Political Ideology, Modernity and Sports Policy : A Comparative Analysis of Sports Policy in Britain and Japan” Hitotsubashi journal of social studies, 2001.12
- The Guardian, Merger of UK Sport and grassroots quango Sport England to be scrapped
- Government to recruit new Chairs for UK Sport and Sport England
- The Guardians, Civil servants behind Olympics are warned of redundancy- Union condemns cuts as Department for Culture, Media and Sport plans to axe 80 jobs by April, Friday 21 September 2012
- House of Commons, The National Lottery – The first 15 years, research paper 09/93 • UK Sport “Sporting activities and Governing Bodies recognised by the Sports Councils” 2011.10
- Royal Charter – Sport England
- Royal Charter – UK Sport
- Revised DCMS Allocation Letters 2011-12 (issued February-March 2012)
- Sports Grounds Safety Authority Act 2011
- SGSA, Annual Report and Accpnts 2011/2012, Statement of Comprehensive Net Expenditure, For the year ended 31 March 2012
- Revised DCMS Allocation Letters 2011-12 (issued February-March 2012)
- House of Commons Library, School Sport, Standard Note: SN/SP/6052, 24 May 2012
- Jeremy Hunt sets out plans for School Games 2011.2
- Written Ministerial Statement: Youth Sport Strategy – Creating a Sporting Habit for Life
- Refocusing sport in schools to build a lasting legacy of the 2012 Games, 20 October 2010
- DCMS, School Games 2012/13, Statistical Release, December 2012
- 1992 Conservative Party General Election Manifesto, The Best Future for Britain
- 1997 Labour Party Manifesto, New Labour deserves Better
- New Labour because Britain deserves better, Britain will be better with new Labour

第3章 イギリス